

平成22年第8回那須烏山市議会12月定例会（第3日）

平成22年12月3日（金）

開議 午前10時04分

散会 午後 2時47分

◎出席議員（17名）

1 番	田 島 信 二	2 番	川 俣 純 子
3 番	渋 井 由 放	4 番	渡 辺 健 寿
5 番	久保居 光一郎	6 番	沼 田 邦 彦
7 番	高 徳 正 治	8 番	佐 藤 昇 市
9 番	板 橋 邦 夫	10 番	水 上 正 治
11 番	平 山 進	12 番	佐 藤 雄次郎
13 番	小 森 幸 雄	14 番	滝 田 志 孝
15 番	高 田 悦 男	16 番	中 山 五 男
17 番	平 塚 英 教		

◎欠席議員（1名）

18 番 樋 山 隆四郎

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大 谷 範 雄
副市長	石 川 英 雄
教育長	池 澤 進
会計管理者兼会計課長	平 山 隆
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋 山 洋 平
総合政策課長	国 井 豊
総務課長	駒 場 不二夫
税務課長	鈴 木 傑
市民課長	高 橋 博
こども課長	堀 江 久 雄
農政課長	荻野目 茂
商工観光課長	鈴 木 重 男
環境課長	小 川 祥 一

都市建設課長

岡 清 隆

上下水道課長

栗 野 育 夫

学校教育課長

羽 石 浩 之

生涯学習課長

川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長

澤 村 俊 夫

書 記

佐 藤 博 樹

書 記

菊 地 唯 一

書 記

小原沢 直 子

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時04分開議〕

○議長（滝田志孝） おはようございます。

ただいま出席している議員は17名です。18番樋山隆四郎議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問について

○議長（滝田志孝） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、ご了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

通告に基づき7番高德正治議員の発言を許します。

7番高德正治議員。

〔7番 高德正治 登壇〕

○7番（高德正治） 皆さん、おはようございます。きょうは一般質問2日目ということで、傍聴者の皆様におかれましては、足元の悪い中、大変ご苦勞さまでございます。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

最初の1問目は、地域ブランドについてであります。現在、経済環境は依然厳しい状況にあり、なかなか不況から抜け出せない状況にあります。那須烏山市においても厳しさは同じであります。こうした中で、地域が元気を取り戻すにはどうしたらよいのかと考えますと、自然や食べ物や文化にヒントがあると思います。食べるものはその1つであり、すそ野は広く、多くの業種につながっています。那須烏山市を出せる特産品や加工食品など、地域のブランド品を育てることは、地域を元気にする1つの施策であると思います。

那須烏山市においては、現在、数多くの地域を代表する特産品、中山かぼちゃ、みなみちゃん、八溝和牛、有機栽培米、国見みかんなど、この地域ならではの特産品がつくられています。

また、八溝街道が隣接する町や県、そば生産組合、そば店などが参加したそばを中心とした食べ歩き街道ができたことは、食と観光に向けた第一歩であり、大いに期待したいところであります。

那須烏山市とすれば、八溝そば街道とあわせて地域ブランド品、特産品、加工食品を育成していくことが必要と考えます。また、認定や表彰制度を取り入れて、品質の保証や責任を持ってもらうことや、販売においては、農産品、加工食品が観光施設やイベント会場、直売所で販

売できたり、温泉やゴルフ場で販売できるような工夫も必要であると考えます。

以上、地域ブランドについての市長の考えをお伺いいたします。

2問目は、宮原キャンプ場、正式名称は那須烏山市青少年野外活動広場、そして境橋、落石周辺の観光地に向けた整備についてであります。

那須烏山市と言えば、山あげ祭、そして那珂川を思い浮かべる人は多いと思います。その那珂川においても、落石周辺は那須烏山を代表する観光スポットであり、関東の嵐山と言われる場所でもあります。自然豊かな場所を多くの人に知ってもらい、多くの人を引きつける観光地になってもらいたい。そのためには野外広場周辺の竹林を可能な限り伐採できないものか、公衆トイレもきれいにできないものか、野外広場や落石周辺に桜やもみじを植えて四季を感じるような場所にできないものかと思います。市長の考えをお伺いいたします。

3問目は、現在、空き地になっている職業訓練校跡地を住宅地にできないものかをお伺いいたします。現在、那須烏山市においては人口の減少が続いています。少しでも人口の減少を抑えるためにも住宅の供給と定住の工夫が必要であり、職業訓練校跡地を一般住宅、あるいは市営住宅などに利用はできないものかをお伺いいたします。

もし市営住宅への利用が可能であれば、現在、使用中の老朽した住宅の代替地にもなります。また、一般住宅であれば民間建築業者の受注の機会がふえます。JR烏山線滝駅にも近い場所にありますから、利用者にも便利な場所であると思います。市長の考えをお伺いして、第1回の質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは7番高德正治議員から、地域ブランドについて、宮原キャンプ場、境橋、落石周辺の観光地に向けた整備について、そして職業訓練校跡地を住宅地にできないものか、3項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、地域ブランドについてお答えいたします。地域ブランドは、特産品、観光地など、実態のあるものばかりではなく、イメージを連想させる地名、地形、その他無形の資産全般を指すこともあり、その概念は広いものと、このように考えております。

地域ブランドとして代表的なものは、特定の地域で産出されます野菜、果物、魚、肉といったもののほか、特産の素材や伝統芸術を生かして製造される商品などもございまして、地域名と商品が結びついたブランドネームがその典型であると、このように考えております。

那須烏山市におきます代表的な地域ブランドは、議員もご指摘のとおりでございしますが、中山かぼちゃがございします。現在、地域ブランド農産品の23品目のうちの1つとなっております。

す。その認証は、多様な地域ブランドの創設と認証制度の創設によりまして、栃木県の農産物の信頼性を確保するとともに、販路拡大のために社団法人栃木農産物マーケティング協会が、厳格な基準のもとに行っているものでございます。

この中山かぼちゃでございますが、平成16年8月に認証を受けました。現在、JAかぼちゃ部会員30名、4ヘクタールを栽培いたしております。宇都宮市場への出荷のほか、宅配便、山あげ会館直売の3ルートで、年間30トン、700万円の販売実績があります。この希少性と品質管理を保持するための管理は徹底をいたしておりまして、部会員への配布は種ではなくて苗で行っておりまして、部会員以外の供給は一切行っておりません。また、出荷をした商品に生産者の顔写真入りシールを張るなど、地元市場限定ブランドとしてその地位を確立いたしております。

この地域ブランド品の育成につきましては、毎年市単独の農林水産物特産品開発事業におきまして、新商品の開発を模索しておりますが、残念ながら第2のかぼちゃと言えるブランド品の誕生には至っておりません。しかしながら、今後とも農商工連携を図りながら、関係機関との情報交換を密にして根強い活動を展開することによりまして、県内だけでなく全国に発信できるブランド品の確立を目指し、努力をしていきたいと考えております。

次に、地域ブランド品の認証・表彰制度についてであります。市独自の認証・表彰制度は定めておりません。しかしながら、本定例会に上程をいたしました那須烏山市表彰条例の中のまちづくり貢献賞等において検証できますよう、検討してまいりたいと考えております。

さて、地域ブランド品の販売促進と販売場所についてでございますが、先ほど申し上げましたように、現在のところ地域ブランド品の育成が目下最大の課題と考えておりますことから、食をテーマとした県のフードバレー栃木構想に注目し、本市独自の特産品育成に向けて関係機関、団体等と連携を密にするとともに、その後の販路開拓にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後、本市独自のブランド品が育成されましたら、現在、構想を進めております道の駅や東京のスカイツリーにオープン予定の県アンテナショップなども活用し、販売の促進を図ってまいり所存であります。

次に、宮原キャンプ場、境橋、落石周辺の観光地に向けた整備についてお答えいたします。

宮原地内の青少年野外活動広場は、野外活動を通しまして心身ともに健全な青少年を育成するための場所として、昭和55年度に1級河川那珂川河川敷を占用して開設したものでございまして、多くの市民や観光客からキャンプ、カヌー、川遊びの場所として利用されております。市では、仮設トイレを設置の上、その清掃、周辺の草刈り、井戸水の水質検査等の維持管理を行ってまいりました。

この青少年野外活動広場は河川敷を利用しているため、過去にたびたび増水による浸水被害を受けておりまして、キャンプ場として整備することは、安全性の面でも課題が多く、管理人の常駐等が必要なことや、河川のかさ上げ等が占用許可の制約がありまして、現在困難な状況にあります。

落石境橋周辺は、那珂川中流域でも屈指の景勝地として知られておりまして、カヌーを初めとするアウトドアスポーツや紅葉など、四季を通して多くの観光客が訪れます。特に境橋は景勝地に融合した優美な景観から、平成19年度土木学会選奨土木遺産に認定されておりまして、近年はサケの遡上見学ポイントとしても人気を集めております。

JRと共催をいたしております「駅からハイキング」では、烏山駅を起点として境橋、落石周辺のハイキングコースを設定しておりますが、非常に好評を博しております。

このように落石周辺の自然環境は、現状でも観光客を誘致できる環境が十分に整っておりますことから、自然の風景と近代化遺産の融合した環境を軸に、観光資源として十分活用したいと考えております。

なお、議員ご指摘の竹林等につきましては、地権者や河川管理者と協議いたしまして、改善を検討してまいりたいと考えております。

職業訓練校跡地を住宅地にできないかというご質問でございます。この跡地は、烏山高等産業技術学校として技能者の育成、教育の場として利用されてきましたが、廃校後、平成22年3月まで、県と那須烏山市が使用貸借契約を結び、運動公園として市が利用してまいりました。しかし、市といたしまして利用確定をしないまま県に返還することとなり、現在に至っております。

議員ご提案の職業訓練校跡地の住宅地化は、少子高齢化と人口減少が進む本市にとりまして、遊休地の有効活用と定住促進等の観点から、一定の効果が期待できると考えております。しかしながら、当該地が県有地であり、県との協議により県の意向を反映させる必要があること、そして市内の民間住宅分譲地が完売されないなど、地方の不動産投資は引き続き低迷している現状など、懸念材料も少なくありません。

ちなみに、本市の公営住宅は、市内8カ所のうち、築40年以上の住宅が5カ所、残る3カ所も築20年以上であり、老朽化が激しい城東、滝田、旭、高峰の4カ所は、退去者が出た場合、新たな入居者を募集せずに取り壊す計画であります。

また、その他の箇所も、毎年住宅の維持補修、特に雨漏り、天井、床の破損が発生いたしております。その維持管理に苦慮しておりますことから、将来的には何らかの対応が必要になると考えております。このため市といたしましては、公営住宅等長寿命化計画を策定するために、既存公営住宅の老朽化等の調査を実施いたしております。今後は、これらの調査結果を踏

まえ、仮に公営住宅を新設する計画ができた場合は、ご指摘の訓練校跡地もその一候補として考慮する可能性があると考えております。また、その際の整備管理方法といたしましては、民間活力を使ったPFI方式の導入なども選択肢として検討してまいりたいと考えております。

次に、定住促進についてでございますが、本年11月1日現在、那須烏山市の人口1万479世帯、3万94人であります。人口減と地域活性化のため、定住促進事業の一環といたしまして、平成20年1月1日から施行しておりますのが定住促進条例であります。

その内容は、新築住宅土地及び購入をした場合、30万円、中古の場合は15万円、新築住宅のみの場合は20万円、中古の場合は10万円、空き家改修の場合は15万円を限度といたしまして、改修費用の2分の1以内の定住奨励金を助成するものでございまして、現在までに転入者74世帯、1,726万4,000円、ほかに市内在住者174世帯、3,784万円の実績があります。

議員ご指摘の職業訓練校跡地が住宅団地として利用されれば、もちろん定住促進に大きな効果があることと考えておりますが、実現には解決すべき課題もたくさんございますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） ただいま市長より答弁をいただきました。順番に従いまして、私の質問をさせていただきます。

先ほどの地域ブランド品ですね、その認証ということで、市の独自の認証制度はとっていないということですが、これから那須烏山市として地域ブランドを認証、認定するような審査会、そういったものはつくる方向にあるのか、お伺いいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） ブランド品に関するこの認証制度の組織化というお尋ねだと思いますが、今、議員のご提言をいただきまして、今後、検討する事案だろうと、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） ただいま市長より、これから地域ブランドについて認証しますということで、準備があるということですので、認証に関しては了解をいたしました。

続きまして、那須烏山市の活性化を含めるという意味でも、地域ブランド品を育てるという部分が少し足りないのではないかなと思うんですが、この地域ブランドというのは、先ほど市長のほうからも答弁がありましたが、県のほうのフードバレー構想ですか、そういったものでも生産者と企業を結びつけて地域の活性化を促すという、そういった方針、方向性も出ていま

すので、その育てるという部分を工夫しなければならないかなと思うんですが、その辺の市長の考えをお伺いします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今のご提言は十分私も理解をいたしております、県が進めておりますフードバレー構想はまさに同感のことですので、その那須烏山市型的那須烏山市バージョンのそのようなフードバレーを考えていくべきだろうと、このように私も強く感じております。

ブランド品のみならずこの那須烏山市の特産品を育てるということは、ただ開発をして開発をしっ放しでは、これはやはり育てることにはならないと私は思います。やはりこれを全国にも、あるいはこの直営でもこの市内でも売れる商品を開発していかないとこういったブランド品にはならないし、また、ブランドも開発したのに終わってしまう、このようなことですので、開発と同時に販路開拓、これは私は大変重要な位置づけにあると、このように考えております。したがって、官と民、きのうも農工商連携のことで協議会を立ち上げていただくようお願いをしているところでございますが、そのようなところから、そういった農工商連携を組みながら、この販路も含めたそういった特産品のあり方、ブランド品の開発、そういったところを検討していきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） きのうの同僚議員の農工商連携協議会をつくって、その垣根を取り払いながら食、あるいは加工品、そういったものを開発、あるいは育成、販売に力を入れていく、そういった組織はできてるのかなと思いますが、どうしてもこの地域は、ベースは農産品を中心とした加工品が売れるような、そういった工夫をこれから農工商連携協議会が立ち上がったり、販路開拓の中ではその部分を十分に取り入れながら進めていただきたいと思います。

以上、地域ブランドについては質問を終わらせていただきます。

続きまして、宮原キャンプ場ということで、現在はこの規則の中で那須烏山市少年野外活動広場管理規則、これは教育委員会規則の中でつくられております。その中で開設期間というのは、毎年7月から10月31日、そして広場を利用する場合には、許可を受けてキャンプ場とか集会を行う、こういった規則ができていて、現在は商工観光課の中で管理をしている、こういったことかなと思うんですが、このベースとなる管理規則を、屋外広場、青少年の活動広場という目的から、ふれあい公園とか、そういった目的の変更をして占用の許可を得る方向ですかね、まずはこういった規則の整合性をどうしていくか、その辺をお伺いいたします。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） ただいまの件につきましては、議員ご指摘のように、教育委

員会規則の中で青少年野外活動広場を位置づけているわけですが、実際としては年間を通じてキャンプ場等も自由に使っていただいているというのが現状でございますが、規則上は許可を受けてということでございますが、現在はその辺はやっておりませんので、今後、議員ご指摘のように、規則のあり方等についても見直しをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 一般的に私もあそこの河原でキャンプができると思っていたんですが、この規則からすると許可をもらわないとキャンプはできない。今の場所でやっているということは、不自然な形が残るということだと思っておりますが、私も那珂川の下流にあるかつら道の駅ですかね、あそこを見に行ったんですが、あそこは那珂川の河川敷をふれあい公園目的で国土交通省から許可を得て借りている。そこに駐車場があって、それなりのスペースがあって植栽されている。簡単なシンプルな形ですけども、そういった広場になっている。ただ、その場所でもキャンプは禁止という形になっていますので、その辺でキャンプをしたいけれども、するとどうしても管理者、那須烏山市という部分に出てきますので、これからそういう公園化していく、そこに広場がある、キャンプ自体はそれ以外の場所でもらう、自己責任の中でしてもらうという形にならないと市の責任も入ってくるのかなと思っておりますが、その辺もお伺いいたします。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 先ほど生涯学習課長から説明したように、今、そういう規則がございますが、それはあまり適用しないで皆さん自由にお使いいただいていると、そういう状況にあることは事実でございます。

今、高德議員がおっしゃったように、今、宮原キャンプ場の野外広場、堤防の内側にあるわけでございます。堤防外ですとまた利用が可能とか、占用の許可も条件が変わっていくようでございますが、今の常陸河川国道事務所の何かですと当然制約がございますが、なかなか今、高德議員がおっしゃっているような整備には至らないと。したがって、現在は自己責任において自由に使っていただいているというのが現状でございます。

したがって、これからそういったキャンプ場とかそういうものの整備につきましては、過去に旧烏山時代、高德議員もご案内だと思いますが、あそこは昔は材木屋さんがございまして、あそこの堤防の外側、いわゆるそこら辺につくろうという計画もあったわけですが、堤防のかさ上げ等、そういった計画が頓挫しているわけでございます。また、常陸河川国道事務所の中であそこの宮原、それから落石の堤防、築堤環境もまだ計画にございませんので、そ

れらとの関連と、それから常陸河川国道事務所とそういったものを総合的に相談の上、そういった宮原についてのそればかりではなく、そういう河川を利用したキャンプ場については今後の検討課題かなと。現状はなかなか、堤防の内側でございますのできちんと整備は、これは非常に占用許可もいただけないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） 今、副市長のほうから、河川事務所と相談しながら那須烏山市のできる限りのことをするというのを聞きましたので、その辺は了解。ただ、あそこの河川敷で水害という部分を考えてときに、上流、城東にスーパー堤防があって、宮原、落石とつながりますが、今のあの状態で前回あった水害、そういったものがもしきた場合にはどうなるのか、その辺の状態もお聞かせいただければ。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 今、なかなか常陸河川国道事務所を含めて連絡調整もあまりうまくいっていないような状況でございますが、早くあそこも築堤をしていただいて、宮原地区、落石地区のそういった防災についてもそういう努力をしていきたいなと、そんな考えをしておりますが、一方において、非常に宮原のあその場所は多くの皆さんが利用しているんです。したがって、ごみも捨てられているわけでありまして、過去は夏が多かったんですが、今は冬もあそこに車で来てキャンプをしている、そういうのが非常に多いわけでございますので、したがって仮設のトイレ、水の水質検査、これはやはり必要でございますので、そういったものは十分、担当課であります生涯学習課を含めて、常陸河川国道事務所ですね、こちら那珂上になりますけれども、そういったものと連絡調整しながら、引き続き皆さんにそういった提供ができるようにこれは努めてまいりたいと思いますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） トイレの話が出ましたが、現在は河川敷に仮設トイレがある。私も少し周辺を見て歩いたんですが、大瀬の菜の花トイレですか、あそこは水洗トイレで河川敷にあるように見えたんですが、その中身を確認しますと、河川敷であっても民有地で、その民有地に協議会を立ち上げて、町が借りて水洗トイレを設置している。あそこは民地なので水洗トイレができていたという認識だったんですが、落石、そういった場所も河川敷に民地がありますから、そういった民地をトイレなり駐車場、そういったものは可能かどうか、その辺もお伺いいたします。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 当然民地であればそういうことができると思います。今、舟戸の野球場、あそこも今までの仮設トイレではなく、ちょっとバージョンアップしましてよくしてお

りますので、そういったものの今の仮設トイレ、水も流せるような簡易トイレもございますので、そういったものについては費用はかかりますが、そういう切りかえについては可能だろうと、それは検討させていきたいと思います。

あわせて、先ほど市長が答弁されたように竹林の伐採とか、あそこは民地でございますので、そういったものとあわせて、また、落石との総合的な観点で、付近にそういった公衆用トイレ設置、そういったものはあそこの観光地化には必要でありますので、そういうのは十分検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） もう一つ聞きたいところがあるんですが、きのうの同僚議員の中で常陸太田那須烏山線、道路ですね、県道の拡幅が大沢地区がされますという。そうするとその延長線上にある境橋というのはどちらをとるか、遺産として残すべきか、利便性として使うか、その辺の難しい判断がこれから出てくるのかなという感じがするんですが、まだ境橋にまで歩道ができなければいいんですけれども、だんだん交通量が増えてくるとその辺の工夫も必要になってくるのかなと思うんですが、その辺をお伺ひいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） そこまでこの道路が整備されると大変ありがたいと思っておりますが、おかげさまで地元の皆さん方の要望がかないまして、これは調査費でございますね、大沢地区の1キロ分の調査費がついたということでございまして、大変ありがたいことでございます。引き続き、道路の整備は、昨日もお答えをいたしましたように徹底した要望活動は展開してまいります。

境橋は、そのようなことで歴史的な建造物ということで、ちょうどあのときの表彰は3番目だったんですね、県で歴史的な遺産の橋だというのは。だから、大変貴重な橋でございますので、そういった認証を受けた場合の橋の整備が可能かどうかもちょうとこれから調査しなければなりませんが、いずれにいたしましても国、県とよく連携、調整を図りながら、その辺の遺産の取り扱いは検討してまいりたいと思いますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） ただいま市長より県と国と相談しながら進めるということですので、了解いたしました。

あとは訓練校跡地、県有地を住宅地ということですが、なかなか計画として那須烏山市の中に組み込まれていない。これから必要性を優位性というか、他方では老朽化している市営住宅を取り壊しているわけですから、どこかに新しい市営住宅をつくるのが自然の流れかなと思うんですが、たまたまきのうのNHKのニュースの中で、大子町の町営住宅のニュースがありま

したが、市営住宅であっても一般住宅に見えるという、特に若い人を引きつける工夫がされているなというニュースだったと思うんですが、太子町は確かに那須烏山市以上に高齢化が進んで人口減少されている場所ですから、そういった工夫とかアイデアも那須烏山市も取り入れたり参考にしたりして、市営住宅ができるような、そういう方向性があればいいかなと思うんですが、その辺の市長の答弁をお願いいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えいたします。今の高德議員の言われていることは十分理解できますし、まさに同感であります。先ほども申し上げましたように、築40年以上の住宅も含めて、大変老朽化をしている市営住宅でございます。決して若者向けの市営住宅にはなっていないということは、議員ご指摘のとおりでございます。これからも定住を進めるということは、若い世代にできるだけ入っていただくということが理想だろうと思っておりますので、市営住宅のみならず私有住宅、若い人が住んでもリッチ感にあふれるような、そのような市営住宅が今、各市町村で、この太子町もおそらくそうだと思いますが、そのようなことに取り組んでいると思います。

そういったところも、官民というか、民活をできるだけ入れながら、そういった先ほどのPFIのお話しでしたが、いろいろそういったところを今、調査・研究をさせていただいておりますので、那須烏山市にふさわしいこれからの定住促進のあり方を、市営住宅も含めて今、調査・研究をしているところでございます。今後、さらにその研究を深めていきたいと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） ただいま市長より、調査・研究をして烏山にふさわしいものをつくるという答弁をいただきました。

以上で私の質問は終わりになるんですが、どうしても地域の元気を引き出すという部分、先ほどの答弁に戻りますが、観光と食というものを十分に意識をして、その組み立てをアイデア、工夫をしながら取り組んでいただければいいかなと思うんです。

以上で、私の質問を終了させていただきます。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 地域の活性化については、さらに心血を注いでほしいということでございまして、まさに本当に今そのようなところに執行部といたしましても心血を注いでいるわけですが、今は人口減少が本市は大変顕著になってまいりまして、高齢化率が年々上がってまいりまして、どうしてもこの活性化の尺度となる人口減少、そして高齢化率は大変由々しき事態と、このように強く感じております。したがって、那須烏山市、まず歴史的

な遺産、文化、そして農林水産物、極めて豊富な市でございますから、もちろん里山も含めてでございますけれども、そのようなものをこの媒体といたしまして、交流・観光人口増をまずは進めていかなければならないと強く感じております。そういう中とあわせまして、この活力、そして定住促進につながる施策を講じていくべきだろうと、このような考えをもとに検討を進めているところでございますので、議員のご意見を真摯に受けとめながら今後に対応してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（滝田志孝） 以上で、7番高德正治議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。10分間といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき、16番中山五男議員の発言を許します。

16番中山五男議員。

〔16番 中山五男 登壇〕

○16番（中山五男） 本日は雨の中ではありますが、傍聴席のほうには大勢の皆さんおいでいただきまして、本当にご苦労さまです。心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、私の本日の質問は、先に通告いたしましたとおり、3項目にわたります。まず、本庁舎及び体育館の建設整備計画について、未収金の徴収対策について、職員の法令違反等に対する処分基準について、以上3項目の中から7点について答弁を求めたいと存じますので、市長には連日の議員の質問にお疲れのことと存じますが、どうぞ明快なるご答弁を期待いたしまして質問に入らせていただきます。

まず、本庁舎及び体育館の建設計画についてお伺いいたします。そのうち、大谷市長には本庁舎をいずれの地に置く考えか、その位置と整備計画についてお伺いいたします。

本庁舎の件で私がこれまでに質問に触れましたのは、平成18年6月18日、一般質問の中です。その際の私の質問の要旨を申しますと、行財政改革を進める上で職員削減が最も重要であり、それに伴い、今の分庁方式から本庁方式へ移行が望ましいと考える。そこで、市長の任期4年間の間に、本庁方式に切りかえる計画がとおりかと尋ねた経緯があります。それに対して市長のご答弁では、少なくとも私の任期中に本庁方式をとってどこに庁舎を持ていくか、その方針、方策を固めたいと答弁をいただいております。

その市長ご答弁があつて以来、4年半が経過いたしました。その間に本庁舎整備検討委員会を設置いたしまして、本庁方式導入に向けた調査・研究を進めているようではありますが、議

会に対し、本庁舎に関する構想や具体的な計画説明がいまだになされていなかったように思われますことから、今回の一般質問に加えたものであります。

これまでに本庁舎の位置として話題に上がったところは、烏山女子高跡地や栃木県の南那須庁舎などがありますが、この話はいずれも立ち消えつつあるようであります。市長には、2期目当選以来、既に1年余り経過しておりますが、本庁舎の位置をいずれの地に置くお考えか、また、その庁舎の整備計画構想及び資金計画についてお伺いいたします。

次に、体育館の建設整備計画についてお伺いします。このことにつきましては、昨日、渡辺議員からも質問がありましたが、私からは、旧南那須町の事情などを織り交ぜながら申し上げたいと思います。

南那須町当時、岩子地内総合運動場の一角に勤労者体育館がありましたが、残念ながら平成11年、荒川改修工事により解体以来、再建計画が途絶えておりますことは、市長ご存じのとおりであります。当時の体育館は、昭和57年3月、勤労者の融和と体力向上を目的に建設されたものであり、南那須町唯一の近代的な体育館として公的行事等にも使用されるとともに、一般市民からも広く親しまれ、活用されていた体育館でありました。

河川工事による体育館の撤去に当たりましては、栃木県から建物の解体、移転補助費、夜間照明施設、立ち木の補償のほか土地、およそ1万3,000平米の買収を含めまして、3億9,922万8,351円を受領しております。そこから建物の解体撤去費4,200万円ほど差し引き、3億4,708万2,000円は体育館建設整備基金として町が保管しておりましたが、合併により那須烏山市に全額移管されております。

さて、体育館の再建につきましては、当時の南那須町体育協会から強い要望もありまして、平成13年5月、体育館建設準備委員会を設けまして協議を重ねてまいりましたが、当時の南那須町としましては、緑地運動公園や保健福祉センターの建設に多額の費用を投じた後であったことや、図書館や保育園の建設などを優先させたため、体育館再建に当たりましては、整備基金3億5,000万円を所持していたものの、後回しにしてしまったことが事実であります。

以上のとおり、旧南那須地区におきましては、体育館を解体以来11年経過しますが、その間、小中学校の体育館を使用することでのいしております。大谷市長には、2期目選挙公約の中に、文化・スポーツ拠点の整備充実を掲げて当選を果たされましたが、本年3月策定されました総合計画第3次実施計画の中にも、具体的に体育館計画が明記されておられません。市の財政事情等を踏まえた上で体育館の整備計画をいかに位置づけていくお考えか、お伺いいたします。

次の質問に入らせていただきます。未収金の徴収対策であります。滞納及び不納欠損金の問題につきましては、決算審査の際に質問させていただきましたが、満足なご答弁を得られなか

ったことから、職員の皆さんにさらなる喚起を促したいとする私の思いから今回の質問の項目に加えさせていただいたものでありますから、ご理解いただきたいと思います。

まず1点目、平成21年度決算書によりますと、本市の滞納繰越金はおよそ17億3,000万円に上りますが、年々なぜこれほどまでに膨れ上がってしまうのか。このままではとどまるところを知らないものと存じます。そこで、大谷市長には公金の徴収対策にいかなる指示をされてこられたのか。そして、各課では、市長の指示に従いいかなる徴収方法をとられてきたのか、その徴収手順についてお伺いしたいと思います。

ところで、平成17年10月の合併により、旧2町から滞納繰越分も引き継がれましたが、その額は総額13億9,176万円でありました。その後、滞納額は年々増額を繰り返し、平成21年度決算書によれば、総額17億3,547万9,000円に膨れ上がっております。すなわち、合併後、5年間に滞納額が3億4,771万9,000円増額したことになります。

さらに申し上げますが、この5年間に不納欠損金として徴収を断念された額は3億2,000万円に上りますから、これらを加えるならば滞納額が6億6,000万円ふえたこととなります。

ところで、平成19年度、県税務課と県内全市町村により発足させました県地方税徴収対策特別室が困難な滞納整理に取り組むことになりましたから、その組織により徴収率向上の活路を見出せるものと期待を込めておりましたが、本市の状況からして見込みどおり機能していないようにも思われます。

滞納繰越額のおよそ80%相当額の13億8,000万円は市税であります。それに次いで国保で3億円、保育料、水道料ともに1,700万円、介護保険料700万円、住宅使用料500万円と続きます。その中で水道料につきましては、給水停止執行を続けているため、滞納繰越額が年々減額されているものの、滞納の項目からして市役所内のほとんどの課が滞納を抱えているようであります。

そこで、公金収納を扱う課内では、納期を過ぎ未納になった納税義務者に対し、いかなる方法で督促・徴収されておられるのか。課内の徴収体制と手順についてもお伺いいたします。

次、未収金が時効成立により徴収断念に至るまでの経緯をお伺いいたします。今年度も決算書に添えて監査委員から決算審査意見書が提出されましたが、その中で不納欠損金の処分は適正に処理されていると認めるが、今後とも厳正に処理されたいと記されておりますことは、市長ご存じのとおりであります。

市税等は、地方税法第18条の定めにより、納期期限後5年間で徴収権が消滅、水道使用料は、民法第173条1号の定めにより、2年間の短期消滅時効に該当するものと存じます。

さて、平成21年度決算によりますと、徴収を断念し不納欠損金として処理した額は5,

195万6,000円ですが、合併後5年分を合わせますと、実に3億1,900万円にのぼります。その内訳を申し上げますと、市税、およそ1億9,000万円、国保税7,500万円、水道使用料4,290万円、介護保険料640万円、保育料220万円などがあります。担当課が納付書を発送し、徴収権を発生した後、徴収断念に至るまでは、督促状の発送に始まり、催告書、差し押さえ予告通知書、または給水停止予告書の送付などの手続に合わせまして、戸別訪問を繰り返されているものと存じます。しかしながら、徴収担当者の説得にもその心が滞納者につながらないのは残念であります。そこで伺いたいことは、担当課が納付書を発送した後、時効成立により徴収断念に至るまでの経緯をお伺いいたします。

次、徴収率向上策について、市長はいかなる指示をされておられるか、お伺いいたします。過日、市町村税徴収率が新聞報道されましたが、それによりますと、本県市町村全体の徴収率は、全国の中でワースト4位の記録を続けております。その栃木県内27市町村中、本市の市税徴収率は、合併以来、最下位の不名誉な記録を脱却できないまま本日に至っております。

具体的な数字を申し上げますと、栃木県平均徴収率は89.7%のところ、本市はそれよりも18.9%低い70.8%であります。徴収率低下の主な要因は固定資産税にありますが、企業の倒産等により徴収困難な税はいずれの自治体でも抱えておりますことから、さらなる徴収努力が必要と存じます。

次に、国保税徴収率の順位を申しますと、全国47都道府県の中で本県はワースト2位、その栃木県内市町村の中で本市の徴収率は76%で、県下第8位にありますが、滞納繰越額3億円を抱えております。税以外の保育料、住宅使用料、水道料等の徴収率を他市町村と比較検討する資料を持ち合わせておりませんが、各担当課長ともさらなる工夫をするべきと存じます。

さて、本市の未納金徴収対策につきましては、これまではほかの課の職員を含めて地区割りをし、回収に当たったほか、収納対策班を設けるなど苦心されておりますが、ふえ続ける滞納に追いつかないのであります。

さらに、徴収嘱託員を配置して未収金の回収を行っておりますが、税法に知識のないほかの課の職員や嘱託職員に収納を当たらせるだけでは、徴収率を引き上げるまでには至らないものと存じます。困難な未収金を回収する担当職員の第一条件は、まず税法等により理論武装することにあります。さらに、未納者へ課税の仕組みや保育料、水道料等の算出根拠を説明して、納めていただくよう説得できる技量を持った職員でなければならないと思います。それには経験豊かな担当課長、またはそれに次ぐ職員が陣頭指揮をとり、滞納者に積極的に向き合う姿勢が肝要と存じます。

ただいま申し上げましたこと、滞納を抱える各課が実行できるか否かではありますが、職員の皆さん方には、与えられた仕事に対し、情熱と職員としての誇りを持って仕事に邁進していた

だきたい、このことが職員の皆さんに対する私の切なる願いであります。

以上を申し上げましたが、大谷市長には、市が抱える17億円余りの滞納解消に向けいかなる方策を持って挑む考えか、お尋ねいたします。

次、職員の法令違反等に対する処分基準について伺います。

まず、そのうちの1点目、近年、飲酒運転に対する厳罰規定が緩和されつつありますが、このことに市長はいかがお考えか、伺います。

福岡市職員が幼児3人を死亡させた事故をきっかけに飲酒運転が社会問題化したことから、これを機に、県内自治体では飲酒運転を犯した職員に対する懲戒処分の厳罰化に踏み切ったことは、大谷市長もご存じのとおりであります。当然ながら本市におきましても、平成18年10月、那須烏山市職員分限及び懲戒等取扱規程を公布しているところであります。

その規定の中で、飲酒運転に関しましては、酒酔い運転は免職、酒気帯び運転は停職、ただし人身事故及び物損事故を起こした職員は免職、飲酒運転以外でも交通事故で人を死亡させ、または重篤な障害を負わせた職員は免職、または停職、減給処分、人に障害を負わせる交通事故を起こした職員は減給、または戒告処分と定めてあります。

しかしながら、平成18年9月、厳罰化した後起こりました県内自治体職員の飲酒運転処分件数は、教職員を含めまして21人、うち11人が免職処分、10人が停職処分を受けております。

さて、本市の懲戒処分規定が厳し過ぎるか否かであります。近年の裁判では、飲酒運転を犯した職員の一律免職処分は厳し過ぎるとして、司法判断では、事故の有無や飲酒から運転までの時間などの情状、または酒気帯び運転でも事故を起こす前に検挙された場合は、免職処分が取り消されております。

以上のような処分取り消しを命ずる裁判が全国で相次いだため、一律免職としていた鹿沼市などが見直しを行ったそうであります。これら飲酒運転の処分基準が緩和される旨の新聞報道がなされるやいなや、新聞などの読者登壇の欄に、厳罰緩和絶対反対の厳しい意見が寄せられていることも、大谷市長ご存じのことと思います。

その反対理由は、公務員は国民の公僕であり、法を遵守しなければならない立場にありながら、飲酒の上、車を運転する行為は重大な事故につながることを承知の上の運転であり、故意犯であるから厳罰に処すべきとの意見であります。すなわち承知の上で法律を破る行為を犯した職員には、停職、または降格処分ですませてよいものかというものであります。

以前にも申し上げましたが、私が南那須町職員当時、全職員を前にしての町長訓示では、酒を飲んで運転するなら、その前に辞表を書いて懐に入れてから運転しなさいと、厳しい指導を受けておりましたから、今も私はそれを忘れることなく守っております。

飲酒運転に対し処罰が厳し過ぎると思うなら飲まなければいいのです。職員は採用される際、地方公務員法第31条の規定により、服務の宣誓を行わなければならないと定めてありまして、市条例第22号の中でそれが明記されております。その宣誓文言の一部を要約しますと、日本国憲法を尊重し、地方自治の本旨を体とするとともに、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓いますとした宣誓内容であります。

以上からして、飲酒運転に対する処分緩和は、市民の心情などを考慮されて慎重を期すべきと存じますが、大谷市長にはいかが判断されるおつもりか、お伺いいたします。

次、公用車による交通事故、または物損事故が後を絶たない状況にあります。事故を起こした職員に対し、いかなる基準により処分を下されておられるか、お伺いいたします。

職員が服務違反、または違法行為を犯した場合の処分基準は、条例第18号、同第21号のほか、市職員分限及び懲戒等取扱規程の中に定められているところであります。しかしながら、服務中、公用車により交通事故を起こした職員に対する処分基準が明確に定められていないように思われます。例えば、市の財産損壊の場合、故意に職場において市の財産を損壊した場合は減給、または戒告処分と定めてありますが、ならば過失による損壊はすべて許されるのかとした疑問であります。

次に、飲酒運転以外の交通事故で物の損壊に関する交通事故を起こし、措置義務違反をした職員は停職、または減給するとありますが、措置義務違反がなければ処罰されないのかとした疑問であります。

合併後、公用車による損害賠償事件が、議会に報告のあった件数は10件あります。そして、そのほとんどが職員の不注意による衝突事故であります。その事故の中には、公用車が停車中の車に追突し、相手方の車は全損で補償金、およそ72万円、さらに人身事故として医療費などの和解金200万円余りを払ったほか、公用車も全損させております。

以上の事故のほか、いまだ和解に至らない交通事故があると聞き及んでおりますが、公用車による事故件数があまりにも多過ぎないでしょうか。そこでお伺いしたいことは、公用車による事故を起こした後、職員に対する懲戒処分はいかなる基準により処理されているのか、また再発防止に向け、大谷市長はいかなる方策をとられているか、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは16番中山五男議員から、本庁舎及び体育館の建設整備計画について、未収金の徴収対策について、そして職員の法令違反等に対する処分基準について、3項目にわたりましてご質問をいただきました。順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、本庁舎及び体育館の建設整備計画についてお答えをいたします。新市の建設計画を踏まえました市総合計画におきまして、烏山市街地に新本庁舎等の行政機能を含めた都市拠点機能を配属する旨、位置づけがなされているところでございます。また、推進目標といたしまして、財政面、あるいは住民サービスへの影響に十分配慮しながら、平成24年度を目標に、効率的かつ効果的な本庁方式へ移行を推進することといたしておりました。

しかし、議員ご承知のとおり、米国に端を発する未曾有の世界的な経済金融危機の影響により、日本経済は出口の見えない深刻な不況に見舞われております。国、地方財政も非常に厳しい局面に立たされております。さらには、政権交代に伴います各種制度の改変など、市政を取り巻く環境は大変厳しさを増しております。このようなことから、当面保健、医療、福祉、教育施策や市民サービスの施設の充実など、いわゆる市民生活優先を基本とした市政運営にかじを切りかえながら、本庁方式への移行につきましては、今後の社会経済動向を慎重に見極めつつ、中長期的な展望の中で対処してまいりたいと考えております。

また、行財政改革の観点から、本庁舎方式という形の視点ではなく、今日では公共サービスの担い手を官から民にできる限りシフトし、行政は政策形成を中心とした少数精鋭であることが理想とされていると思います。今、本市は、まさしくこうした考えを基本に、行財政改革アクションプランを策定させていただいているところであります。策定作業の中で、これからの時代にふさわしい行政体制のあり方を検討していく考えであります。このため庁舎につきましては、当分の間、現状のままの行政運営を基本としながら、行財政アクションプランの方向性、今後の社会経済の動向、そして県有施設の再編・動向などを慎重に見極めた上で、中長期的な観点から継続的な検討を行ってまいりたいと考えております。ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

体育館の建設計画についてであります。議員ご指摘のとおり、合併前の旧南那須町におきまして、当時の南那須勤労者体育センターが、荒川の河川改修に伴いまして撤去され、その際、国からの補助金3億4,000万円を町有施設整備基金に積み立てるとともに、体育関係者を中心といたしました町民体育館建設検討委員会を組織し、具体的な整備構想が町に答申されました。

当時は体育館の整備推進を早急に図るという機運もございましたが、この合併の新市協定に基づきまして、合併前の駆け込み投資を控えた経緯もございます。こうした背景を十分に考慮いたしまして、2町合併協議会において策定いたしました新市の建設計画、そして新市の建設計画を最大限に尊重して策定されました市総合計画におきまして、文化・スポーツ拠点整備の推進を掲げたところでございます。

現在の整備に向けた進捗状況につきましては、昨日、渡辺議員の答弁にもご説明いたしまし

たけれども、建設計画及び総合計画において描かれております将来都市構想の方針を踏まえ、南那須、烏山、両市街地における快適な都市空間の形成を目指し、現在、策定中の都市再生ビジョンにおいて具体的検討を進めているところでございます。本市におけるスポーツの将来像を考慮し、公共施設跡地利用の検討が進められております。学校統廃合後の体育館及びグラウンド等の有効活用を図ることにより、市民が身近に取り組めるスポーツ環境を総合的に勘案の上、整備計画を策定していく考えであります。早急におおむねの方向性を導き出しまして、準備が整い次第、議員各位にはお示しさせていただきご意見を賜りたいと、このように考えておりますので、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

次に、未収金の徴収対策につきましてお答え申し上げます。これまでの徴収方法、手順についてであります。市では、納税通知書等を郵送で納税義務者に送付し、金融機関、または市役所の会計窓口へ納付していただいておりますが、徴収率は、近年の経済情勢や公共意識の低下、また地域社会のコミュニティの希薄化などから、自主納付が滞る件数が年々増加いたしております。

昨年度の現年度徴収率93.7%に低下いたしております。このため、議員もご指摘のとおり、県と県内自治体では、地方税の滞納増加を改善するために、平成19年度、栃木県地方税徴収特別対策室を設置いたしまして、県内の市町村職員と県職員が合同で徴収事務に従事することで、徴収技術の向上と徴収手法の確立を図っており、その効果があらわれつつあります。

地方税徴収特別対策室の指導に伴う当市の滞納整理額の成果といたしましては、滞納処分による滞納整理額としてあらわれております。平成19年度は1,321万7,000円、平成20年度が7,962万3,399円、平成21年度は1億1,791万1,752円と、滞納整理の技術向上が顕著となっております。

ご質問をいただきました未収金の徴収方法、徴収手順でございますが、地方税法、国税徴収法及び市の税条例の各規定に基づく督促状の送付後、催告並びに戸別訪問を行い、分割納付の提案などによって税制度の根幹であります自主納付へ誘導いたしております。それでも自主納付されない場合は、資産などの財産調査を行い、納税資金の調達の可否を検討し、納税の猶予、または滞納処分の執行停止の該当の有無を判断いたしております。これらに該当しない滞納者につきましては、差し押さえなどの滞納処分を執行いたしております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、本市における滞納繰越額はまだまだ高いということから、収納事務従事職員の専門家を含めた対策を検討したいと考えております。

水道事業につきましては、平成21年度決算における滞納繰越額が、上水道1,460万円、簡易水道190万円であります。これら未納金は、平成18年に施行いたしました市水道事業給水停止処分取扱規程に基づきまして、督促状から催告書、給水停止予告通知、給水停止通知

と手続を進め、それでも納入等がない場合は給水停止を執行いたしております。

平成21年度中の給水停止通知件数650件、給水停止執行件数166件でありました。なお、未納対策に当たりましては、経済的理由等によりやむを得ず水道利用料金が滞る場合がありますことから、その際は未納者と納入誓約を結びながら計画的な納入を進めております。

次に、時効成立により徴収断念に至るまでの経緯であります。不納欠損の判断は、地方税法の規定に基づき、納税する財産がなくなった場合、生活が困窮した場合、納税者の所在が不明となった場合の要件に該当する納税者につきまして、滞納整理の執行停止処分を行い、執行停止処分後、3年をもって不納欠損処分といたしております。

また、執行停止処分をした滞納案件におきまして、納税義務者が死亡した場合や、国外に帰国をいたしました外国人の場合、解散をした法人など、3年を待たずに不納欠損をすべき滞納金は即時不納欠損処分をいたしております。

法定納期限後、または分納の最終日から5年を経過した滞納金は、法令の規定に基づき時効が成立し、さらに地方自治法の規定に基づき時効の援用を要さないことから、5年を経過した税の徴収は違法となることから不納欠損処分といたしております。

ただし、水道料金につきましては、税金における公債権と違い民法上の私債権であるために、不納欠損処分においては、民法の規定により債務者、未納者からの時効の援用を受けるか、もしくは債権者である市が権利放棄をしなければなりません。本市では、先ほども述べましたように、未納対策や転居者の追跡調査などによって、未納者の意思確認や推定による時効の援用による不納欠損処分を実施いたしております。

なお、平成21年度の不納欠損処分は9件、44万円余りであります。

なお、保育園の保育料、保護者の一部負担金の平成21年度不納欠損処分は3件、19万5,500円であります。いずれも市外に転出した保護者で、督促状が返送され、転出先、住所を調査いたしましたところ、再度住所を異動し、その後の住所がたどれず、時効成立となり、不納欠損処分をしたものであります。

次に、今後の徴収率向上策の方針についてであります。市といたしましては、自主納付の機会拡大策といたしまして、コンビニ収納方法を全税目に拡大することや、口座振替制度の普及啓発を進めることを検討いたしております。

滞納者情報は市の行政情報でありますことから、各課の給付事務と連携し、給付と義務負担の適正化を進めながら滞納整理事務の強化を図り、滞納処分の適正な執行により、徴収率向上を図ってまいりたい所存であります。

水道事業におきましては、平成18年の市水道事業給水停止処分取扱規程制定により、現年度分収納率が、平成19年度の98.5%から平成20年度には99.4%に、平成21年度は

99.7%に向上いたしておりますので、今後とも同規定に基づく未納対策を推進してまいります。

保育園の保育料につきましては、口座振替の推奨により約80%が口座振替利用であります。滞納者にはこれまでも督促状のほか電話督促、訪問督促を実施しております。特にことは子ども手当支払い時期に合わせた支払い依頼を実施するとともに、子ども手当現況届けで、滞納者が来庁した際に直接面談をし、納付依頼、納付相談も行っております。引き続き、収納率向上に努めるとともに、今後は支払い督促等の法的手段も調査・検討してまいりたいと考えております。

次に、職員の法令違反等に対する処分基準についてお答えいたします。

まず、飲酒運転に対する処分基準の緩和についてでございますが、職員の飲酒運転による事故につきましては、議員ご指摘のとおり、平成18年8月に福岡市職員が幼児3人を死亡させた事故以来、全国の自治体が免職等の厳罰をもって対応してまいりました。また、処分に関する基準につきましてもご指摘のとおりでございますが、あわせまして飲酒運転の事情を知らずながら同乗したり、アルコールの提供を行った職員に対しても、免職、または停職等の処分を定めております。

本市におきましては、これまでこれらの事案による処分例はございませんが、過日の新聞報道によりますと、ご指摘のとおり、県内の自治体で飲酒運転絡みで処分を受けた職員が21人に上り、うち11人が免職処分を受けております。いずれも綱紀の緩みが原因と考えられますが、免職処分は職員としての身分を剥奪される最も重い処分であるにもかかわらず、市民の模範となるべき公務員に依然としてこのような事案が見受けられますことは、まことに憂慮すべき事態であると考えております。

ところで、議員ご指摘のとおり、最近処分の取り消しを求める訴訟において、時効の有無や飲酒から運転までの時間などの個別事情を勘案し、免職処分を取り消す判決が全国で相次いでおります。公共交通機関が十分でない本市におきましては、日常生活、通勤の足としては車は欠かせない交通手段ではございますが、被害者、加害者双方に悲惨な結果をもたらす交通事故の撲滅は市民の悲願であり、中でも危険性、違法性の高い飲酒運転は絶対に認められないものであります。各種の法律を執行する立場にある公務員には、高い倫理観と法律の遵法精神が求められるものと考えておりますことから、職員に対しましてもさらに指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、公用車の事故に対する処分基準についてでございます。飲酒運転以外の交通事故にしましては、次のような処分基準を定めております。人を死亡させ、または重篤な障害を負わせる交通事故を起こした職員は免職、停職、または減給、措置義務違反をした場合には免職、

または停職、人に障害を負わせる事故を、交通事故を起こした職員は減給、または戒告、措置義務違反をした場合には停職、または減給。また、議員からご指摘のありました懲戒処分に係る基準につきましては、標準例として定めているものでございますので、これらの処分を行うに際しましては、審査委員会におきまして、これらの基準を基本といたしまして、事故等の状況、過失の程度や事故後の対応、日ごろの勤務態度等も総合的に考慮の上、処分が必要とされる事案に対しましては厳正に処分をすることとなりますので、ご理解をいただきたいと思います。

さらに、部下職員がこれら懲戒処分を受けた場合に、管理監督者が指導監督に適正を欠いていた場合には、減給、または戒告の処分をあわせて行う場合もございます。

なお、現在の処分基準は、交通違反の事案に係る処分基準が明確になっていないことから、今後これらの検討を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、交通事故の防止につきましては、今後とも職員に対し、指導徹底してまいり所存でございます。

以上、答弁を終わります。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 先ほど私が質問いたしました3項目、その中の7点につきましては、すべて市長からの答弁をいただきました。しかし、その答弁の中から少々疑問の生じるところがございますので、何点かこれから再質問させていただきます。

まず、本庁舎の問題であります。議会議員に平成20年3月に市総合計画書をいただいております。その中には、先ほど市長ご答弁のとおり、烏山市街地に本庁舎を配置する、それは平成24年度を目標に本庁方式への移行を推進すると、そのようになっているようですが、ならば烏山市街地に本庁舎にふさわしい土地があるのでしょうか。仮に烏山の公民館とか体育館を解体してそこに新庁舎が建設できるのか。または、市街地といいましたら山あげ会館付近、あの付近に庁舎ができるのでしょうか。この点についてまずお伺いしたいと思います。具体的な場所があるのかどうかということです。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほどの繰り返しになりますが、そういった1つの場所的な検討も必要でございますが、先ほど申し上げましたように、まずはそういった具体的な計画も含めて、後期の総合計画の中で継続検討課題というふうに棚上げをした状況でございますので、このことはご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） そうしますと、具体的な用地は今のところ見当たらないと。そうしますと、本庁舎を烏山市街地に配置すると計画の中で策定してもしよせんむだな計画ではなか

ったかと、そのような感じがしないわけでもありません。それで、行財政改革の観点から行財政改革アクションプランを策定していると、現在これを策定していると、そのようなご答弁をいただきました。これらの中から本庁舎について具体的な位置とか建設年次が決まるのかと思いますが、この行財政改革アクションプラン、この策定はいつごろ完成し議会に提示される見込みか、それについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） ただいまの質問でございますが、本年度から来年にかけて、平成22年のこれから、さらに平成23年度にかけて、計画を策定した後に案等がまとまるならば、その時点で皆様方にお示ししていきたいというふうに思っています。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） そうしますと、本庁舎の建設計画、位置につきましては、まだまだ白紙に近い状態と、そう解してよろしいでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 新市の建設計画、そして前期の総合計画ということでそのような位置づけをしてきましたことは、議員ご指摘のとおりでございます。いろいろとこの経済環境、社会環境、そしていろいろとさま変わりをした昨今にありますと、後期の総合計画で継続検討事項というようなことで延ばすというようなことで言い続けておりますので、そのようなところから後期の総合計画の中で継続審議をしていく、こういうご理解をいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 私はこの新庁舎をぜひ建てるべきという考えは全く持っておりません。これから職員も年々減らす計画を市長は持っているようであります。そういう中でどの程度の規模の庁舎が必要なのか。例えば今の南那須庁舎、これもまだまだ修理を繰り返せば永久に使えるのではないかと、そのように感じておりますので、これを中心に私はこれからの本庁舎の位置についてあわせて検討すべきではないかと、これは私が感じているところであります。

本庁舎の件はその辺にしまして、体育館の建設計画についてお伺いしたいと思います。これも、先ほどの市長答弁によりますと、この体育館建設計画は現在策定中の都市再生ビジョンにおいて具体的に示すと、そのような答弁であったように伺いました。ならば、都市再生ビジョンはいつごろ策定完了するのか、これについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 都市再生ビジョンにつきましては、平成22年度、いわゆる3月までには成案化を図るということで現在作業を進めております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） そうしますと、来年3月までには、体育館の建設についてどのようなかは、この結論が出ると解してよろしいわけですね。

それでは、先ほどの答弁を聞きますと、公共用地跡地利用の検討が進められているということですが、公共用地といいましたらば、これはほとんど烏山地内のもとの小中学校ではないかと思います。そうしますと、烏山を指すのかなと思いますが、しかし、旧烏山、南那須両町の中心地付近の学校の跡地には適地というのではないのではないかと。少々中心から外れるんではないかなと思っているわけであります。その辺のところ具体的な位置については全く今のところは考えていないのでしょうか、この点についてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 現在、先ほど申し上げました都市再生ビジョンの中で、施設の設置をするに当たりましていろいろな手続、あるいは法的にどうなのかというようなことも含めて、現在調整中でございますので、それらもあわせて都市再生ビジョンの中で最終的に結論を見出して、その結果についてまとまれば皆様方にご説明を申し上げたいというふうに思っています。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 先ほどの市長ご答弁によりますと、どうも新しい体育館は旧烏山地内に建てたい考えなのかなと、そのような感じを受けたわけであります。市長ご存じのとおり、南那須地区の体育館を解体した補償金、3億4,000万円ほど基金として持っているわけなんです。これを烏山地内に体育館を建てるために使うということは、旧南那須の住民の心情からして少々違和感はある。市長に対しての何か抗議行動等も起こるのではないかと、そんな考えもあります。このことにつきましては、市長何かお考えはあるのでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この公共跡地施設の利用の検討もということでご答弁しましたので、そういったところが烏山地区に限定したという答弁ではないので、このことは誤解を招かないような表現でさらに確認したいと思いますが、これは別に烏山地区に特定をした表現ではございません。したがって、先ほど総合政策課長からも言われましたように、また最初に私がお答えをいたしましたように、この勤労者体育センターの基金は今、那須烏山市に引き継がれているわけでございます、3億4,000万円が。公共施設整備基金に積まれておりますから、そういった合併前の南那須町の住民の感情というのは十分私も理解をいたしておりますので、そういった逆なことをしないようなことを十分考慮しながら、この建設問題については都市再生ビジョンに明確にしたいきたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 合併をいたしまして5年が過ぎました。私も議会議員という立場から、烏山とか南那須、そのような区分、区分けをする考えは全くありません。でありますから、ここがいいと思えばそれでいいと私も賛成するつもりであります。ただ、先ほど申し上げましたように、南那須町の体育館を解体したお金がありますので、それらに少々こだわったわけがあります。

もう1点お伺いしますが、現在は旧南那須町では、体育館がないまま各学校の体育館を利用しているわけであります。現在、学校側に不都合は生じていないのでしょうか。また、当分の間、このまま続けて大丈夫なのかということであります。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 学校開放施設につきましては、基本的に夜間ということで学校からお借りしておりますので、学校教育等との不都合は現在ございません。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 私は、今の体育館、立派なのが旧南那須小中学校にあります。もちろん烏山地区にもあるわけですが、学校側で特別不都合が生じないとするならば、当分の間、私は無理をして体育館をつくる必要もないんじゃないかと、そう思っているところであります。体育館の問題については、以上で終わらせていただきます。

時間がいつも私はぎりぎりになりまして、最後はしり切れとんぼになりますので、少しはしよって申し上げたいと思います。

○議長（滝田志孝） 中山議員、もしよろしければ、休憩後にもう一遍質問等でよろしいですか。

○16番（中山五男） それでは、議長の指示に従います。

○議長（滝田志孝） それでは、ここで休憩をいたします。午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 先ほど体育館の関係で1つ私、質問を漏らしてしまいましたので、再開したいと思います。我々議会議員にことしの6月10日、私が受領いたしましたこのひかり輝くまちづくりプラン第3次実施計画のこの中に、南那須武道館建設整備費とありまして、

そのうちの平成22年度事業計画を見ますと、この中には新体育館建設と並行し武道館のあり方を検討すると、こうなっているわけです。これは平成22年度の事業ですね。となりますと、今年度中に、傾いているような武道館ですね、大分床はひどいんですが、それらの建てかえに合わせてこの体育館も検討すると、このように理解してよろしいでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 第3次実施計画には検討課題の1つとしてそのようなことが明記されております。仮に体育館が建設をされた場合には当然サブホールというものを、サブ体育館ですね、そのような提言もありますので、そのサブホールと武道館、これを一体的に建設をするというのはかなり有効ではないかという意見も踏まえての検討課題ということでございます。したがって、仮にということでございますので、そのようなところで老朽化した武道館の検討もそこに明記したということで、そのような議員のご理解でよろしいのではないかと思います。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） それでは、理解をいたしました。

では、未収金の徴収対策について質問を申し上げたいと思います。この中には、3点にわたりまして質問をいたしましたが、すべて滞納未収金と不納欠損金等にかかわる問題でありますので、あわせてここで質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの市長答弁の中にもありましたが、近年、公共意識の低下から滞納がふえつつあるという答弁でありましたが、まさにそのとおり私も同感であります。しかし、賦課した公金についてはどうあっても徴収しなければならないと考えておりまして、さらなる担当職員の努力を期待しているところであります。そこで、何点かお伺いしたいと思います。

まず、滞納を抱える課は幾つもありますね。そこで、課長が持っているのか、それとも担当者が持っているのかわかりませんが、滞納者の個別カード、これは備えているのでしょうか。その個別カードの中で、滞納者との交渉過程等を記録して次に続けるような、そのような方法はすべての課でとられているのでしょうか。カードがもしあるとすれば、我々議員の立場で見せていただくことはこれは無理なんです、監査委員の立場ならそれをお見せすることができるのでしょうか。あわせてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） 滞納整理の主管課的な税務課のほうからお答えしたいと思います。今ご質問いただきました滞納者の記録というものは、ペーパーではなくてTKCのシステムの中でございまして、過去10年以上前からの記録は全部整理されておまして、それに基づきまして職員は滞納整理の事務をしております。先ほど市長からご説明申し上げましたように、

不納欠損までの事務手続、執行停止とか執行猶予とか不納欠損とか、そういう事務を進める中でそのシステムを参考にしながら進めておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

そのデータでございますが、税の関係、行政は全部同じなんですが、個別のデータになっておりますので、トータル的なデータにつきましてはご提示はできるんですが、個別のデータにつきましては、職員が持っているというのがベストかなと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この滞納は、税金に限らず、保育料から住宅使用料、観光物産店、幼稚園、土地の貸し付け、災害貸付金、それに国保税から介護保険料、下水道、上水道と、その他の雑入のほうでも160万円ほど滞納がありますから、これは相当の課長さんがかかわっているんじゃないかと思いますが、これらの徴収に当たっては課長という立場でどのようにかかわっているのでしょうか、この点お伺いしたいと思います。どなたでも結構です、税務課長とは限りません。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） ありがとうございます。要するに滞納者のデータがデータ化されておりますので、滞納整理の仕方等を滞納整理している職員の打ち合わせ等に集めまして、対策を指示しております。ただ、個別の中で何回も私ども申し上げたいのは、どうしても徴収が不可能な事例もありまして、そういう場合は、ある程度市民の方と話し合いをしながら、小さい金額でもいいから分納してくださいというような形で、滞納整理に時間がかかっている部分もございますが、基本的に課長としましては、滞納整理の仕方を指示をしながらよりよい効果のある方法を提示しております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 先ほどの市長答弁の中に、滞納者が転出して徴収困難な例があると。さらに追跡調査ができないと言いますが、私は追跡調査ができない例なんてほとんどないと思います。仮にあったとしてもごくわずかでありまして、それをこの答弁書に上げるほどのことではないんじゃないかと、私はそう思っています。ほとんどが滞納者の住所も何もわかっている、しかし徴収が困難であると、そのようなことではないかと思っております。

それと、滞納の中には、例えば物産店のような1つの例を挙げます。こういった公共施設を長期間にわたり貸し付ける場合、これはそれが市営住宅の場合は、都市建設課長さん、管理条例の第12条の中に連帯保証人をつけるとなっておりますね。でありますから、私はこういっ

た公共施設を貸し付ける場合には、1日や2日の短期間は別として、これは必ず連帯保証人をつけると、そのように今の規則、または条例を改正すべきではないかと思いますが、このことにつきまして、市長、考えをお伺いします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 連帯保証人といいますと、連帯でございますから大変重い、同等の保証を負うことになりますので、このことについては慎重の上にも慎重に対応していかなければならないと思っておりますので、今、ご提言を踏まえて研究をさせていただきたい、このように思っております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 市長、そうは言っても、市営住宅の場合は連帯保証人をつけているわけですから、長期間にわたって公共施設を貸し付ける場合には、当然私は連帯保証人をつけるべきではないかと、それは私の意見であります。

それともう1点、これは税務課長と上下水道課長さん付近が該当するかと思いますが、法律の中に会社更生法というのがあります。その中の第204条を見ますと、そこには更生債権の免責というのがありまして、結局は行き詰まった会社が更生計画を裁判所に提出して、その認可が決定した場合は、更生会社はすべての更生債権等についてその責務を免れると、こういうことになりまして、その中には税金も当然あると思いますが、このような例があるのでしょうか。また、今の多額の固定資産税とまたは水道料を滞納している会社の中にそのような例はないのでしょうか。また、調査したことがあるんでしょうか。このことについてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） 今ご提案いただきましたような会社更生法、または破産法という法律がございまして、破産管財人が手続をとることになっております。その中で今、処分が行われれば債権が放棄しなければならないものになるんですが、残念ながら当市におきまして、合併前についてはきっと地元のあるスポーツ関係施設でそういう手続がされたかと思うんですが、合併した後、現在におきまして破産の関係の手続はまだ行われておりません。ただ、法的には、今議員が言われましたように、破産管財人が最終的な決定をいただければ、我々の債権につきましても放棄する手続をとることになっておりますが、その手続がとれない状態にいるのが事実でございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） そういった方法で、この滞納繰り越しのほうから不納欠損金のほうに回すこともできますので検討すべきじゃないかと、そう思っているところであります。

先ほど第1回目の質問で申し上げましたが、今、特に税務課あたりでは嘱託職員を配置して未納金の回収に当たっているようではありますが、私、嘱託徴収員に回収できるようなところは職員が行っても十分これは対応できるのではないかと、そう思っております。困難な未収金を回収するのには何といたっても私はそれぞれの課長さんが陣頭指揮でこの回収に当たるべきではないかと。そのことがそれぞれの課長さんができるかできないかですよ。できなかったらこの17億円は決して減ることはありません。来年はまだまだふえると、そういうことになるのではないかと考えています。そのことをきちっと腹に据えまして、課長として情熱と誇りを持ってこの問題に取り組んでいただきたいと、これが私の切なる願いであります。

以上で、この未収金の問題の質問は終わります。

次に、職員の法令違反等に対する処分基準について質問を申し上げたいと思います。

まず、飲酒運転関係についてお伺いしたいと思います。先ほどの市長ご答弁によりますと、職員の飲酒運転については厳罰で挑むと、そういうことになっております。それで、2、3お伺いしたいと思います。今回の条例改正であります、私はなかなか、今回の条例改正関係だけで全部の罪が包括した形で適用されてしまうのではないかと、少々疑問を持っているところであります。市長、これご承知ながら、今回の条例改正の要旨を申しますと、禁固以上の刑に処せられた職員が執行猶予となり、その刑にかかわる罪が過失であり、かつ情状酌量の余地がある場合に限って免職としない。すなわち免職から停職、または減給等に軽減すると、罰則を緩和しているわけであります。

現行制度の中で、職員が懲戒処分の規定により免職となる罰則、それは何かと言いますと、殺人、放火、麻薬の使用、飲酒運転のうち酒酔い運転ですね、これらは一発免職、そういうことになっているわけでありまして、それ以外の罪を犯した場合は、免職、または停職、減給とすると定めているわけであります。そこで、時間の都合上、次の4点についてお伺いしたいと思います。これは質問の内容は市長に前もってお渡ししておりますが、まず確認のために1点お伺いします。

今回改正されました那須烏山市職員の分限の手續及び効果に関する条例の第5条の中で示します失職の例外、その中に飲酒運転は一切含まないと解して相違ないのでしょうか、これが1点です。

次は、飲酒運転に関する罪は、失職に例外に含めないと、こう解しても、改正された条文の中にそのことに特段の定めがありません。わかりやすく言いますと、飲酒運転は含めないとありません。すなわち失職の特例とすべき罪を包括しているのではないかと。すべての失職の罪を包括したものと解せます。そこで、飲酒運転により仮に免職相当の罪を犯してしまった職員から、条例からして私も免職は重過ぎると申し立ての訴訟があった場合、現状の条例、または

規則の中で対応できるのかどうかであります。これが2点目であります。

3点目は、今回の条例改正によって免職にかかわる罪を犯した職員を停職、または嚴重処分に軽減できるわけでありますが、条例の定めにより停職の期間というのが軽減した場合、わずか6カ月以内であります。まだ減給も6カ月以内で給与の10分の1と、免職から比較しますと罪は極めて緩やかになるわけであります。そこで、今回の条例改正に合わせまして、現行の那須烏山市職員分限及び懲戒等取扱規程というのが条例以外にありますが、これもあわせて改正されるのでしょうか。それともこれは改正しないで、現行規定をそのままにして条例の第5条、失職の例外、これを運用されるおつもりなんでしょうか。これが3点目であります。

次に、飲酒運転を犯した職員に対し、処分緩和はどうしても市民の心情などから考慮され慎重を期すべきと私は思います。そこで、大谷市長には今後も厳罰で挑む考えがとおりなのでしょうか。そこで具体的に職員に対してどのような訓示をされるのか、この点について。

以上、まとめてしまいましたが、4点お伺いします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えいたします。もう既に議員から4項目についての通告書をいただいておりますので、再質問の要旨を私もまとめましたので、そのことについて答弁させていただきます。

まず、今回の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正の趣旨につきまして、大変しつこいようですがご説明をさせていただきたいと、このように思います。今回の条例改正でございますが、職員が公務中、あるいは通勤途上の交通事故、地域活動、ボランティア活動の避けられない事故によりまして相手方を死亡させた場合等に、職員が禁固以上の刑に処せられた場合、地方公務員法上は刑の確定の段階で自動的に失職となることについて、特例を設けるというものでございます。

ここで失職ということでございますが、この失職のご説明でございますが、職員が禁固以上の刑の確定などの一定の事由によりまして欠格事項に該当した場合に、何らの行政処分が行われることもなく当然に職を失うことでございます。したがって、市が懲戒免職等の処分を行う前に、刑の確定によって自動的に職員はその職を失うこととなる、これが失職であります。こうした現在の法律上の仕組みでは、職員が不可抗力による避けがたい事故に遭遇した場合にも、救済の道が開かれませんかことから、全国の自治体において、裁判の結果、刑の執行を猶予されたものでございまして、その事故が、先ほど議員ご指摘がありましたように、過失によるものであり情状を考慮する場合に限って自動的に失職することをせずに、その後、市の審査によってその処分の内容を決定することができるよう特例を設けている、こういった状況にございます。

裁判の結果を受けまして市が職員の処分を決定する際には、分限及び懲戒等、審査委員会におきまして、議員ご指摘の審査基準に照らし厳正に処分内容を決定するものでありますことから、この特例を設けたことによって処分内容が軽減されるということではございません。つまり、職員が失職を免れた場合であっても、事故の原因や対応、職員の平素の勤務状況、過去の懲戒処分の処分歴、事故後の対応の状況、あるいは示談の状況、これなどを総合的に考慮いたしまして情状酌量できるかどうかを判断いたしますことから、その結果として最も重い免職処分となることもあるわけでございます。

そこで、改めまして議員のご質問の4点にお答えいたします。

1点目の、失職の例外の中に飲酒運転を含めるかどうかにつきましては、本条例の改正の趣旨が、公務中の事故、または通勤途上の事故、地域活動中の事故についての救済を目的としておりますことから、飲酒運転を含むものではありません。

2点目の、職員からの訴訟等があった場合の対応でございますが、現在、飲酒運転等に係る処分に関しまして、その取り消しを求める裁判が全国で行われている現状がございます。処分を行うに際して、それらの判例を考慮する必要も出てまいりと思いますが、現段階では市の基準に照らして厳正に判断してまいりたいと考えております。

また、繰り返しになりますが、今回の失職の特例に飲酒運転を含むものではありませんので、訴訟に関して本条例の改正の影響が出ることはないと考えております。

3点目の、市の規定を改正するかどうかとの件でございます。現在の審査基準につきましては、標準例としてさまざまな事案を想定して定めておりますが、交通違反等に係る事案についての定めがないことから、新たに追加することで検討を進めてまいります。

4点目の、飲酒運転を犯した職員に対する処分でございますが、危険性、違法性の高い飲酒運転は絶対に認められないものでございますので、その処分は厳正に行ってまいります。

以上です。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） ただいまの市長答弁、極めて明快でありました。このような説明がこの間の条例改正の際にいただければもっとも各議員も理解がされ、また紆余曲折も避けられたんではないかと思っております。この件はわかりました。

私、先月いっばいの下野新聞から飲酒運転の逮捕者、ちょくちょく小さい記事で出ておりますので調べましたところ、1カ月で13名の者が検挙されております。その13名の中には、残念ながら病院職員が酒気帯び運転で現行犯逮捕されたことも含まれております。この職員に對しいかなる処罰を下すべきか、関係上司の方々にはまさに「泣いて馬謖を斬る」の故事どおり苦慮されているのではないかと、その心のうちを察しますと、この職員がなぜこのような飲

酒事件を起こしてしまったのか、全く残念でなりません。そして、私自身も心の痛む思いであります。

飲酒運転は被害者、加害者のみならず、関係者の多くの方々にまで影響を及ぼすこととなりますので、今後、市長からはさらに機会あるごとにこの飲酒運転については厳重に訓示していただきたいと、そう願っているところであります。

以上で、飲酒運転に関しましては終わることにします。

次に、最後の項目になります。この公用車による事故例、または物損事故、これが後を絶ちませんね。先ほども申しましたが、議会が開かれる都度でもありませんが、本当に事故がしばしば起きております。この損害賠償事件、合併後、既に16件あります。そのうち公用車による事故が大部分であります、そのほか市道の破損個所に車が落輪して市が補償したというところが2件ありますし、倒木により枝が落ちたということで修理費用を払っているという件もあるわけであります。

実はついこの間、11月18日の新聞に出ておりましたが、これは宇都宮でも信号待ちの車に街路樹が倒れてきて車をつぶしてしまったということで、それで宇都宮の場合は早速調査して、危険と思われるような街路樹を10本ほど伐採しているというような記事が載っておりますが、那須烏山市では、自動車事故以外のこういった事故に対して、事故があるたびに何らかの処置、検討はされているのでしょうか。このことについて、まずお伺いします。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 街路樹、それから道路の維持管理の問題だろうと思います。ご案内のとおり那須烏山市は、いわゆる都市計画の中で街路樹を植えたことはさほどございませんので、市が管理する樹木においてそういった事故等はないものと思いますが、民地の樹木、そういったものであるわけでございます。また、自然災害の際に、この前の中学校の県道、そういう倒木の関係ですね、そういうものがあるわけでございます。したがって、これは道路管理の中でふだん臨時職員が巡回して維持管理に努めているわけでありましたが、そのほかの道路愛護清掃、そういったものの機関、そういうことで十分自治会の皆さんにご協力いただいて、そういった道路の支障木について、地権者を含めてそういったものを除伐、そういうものにご協力賜りたいなと。努めてまいりたいと思いますが、地元のご協力をいただきたいなと、そういった機関にまた普及推進を図っていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） そのことについては理解いたしました。よろしくお願いしたいと思います。

それに交通事故ですね、これは先ほどの答弁書の中に、平成19年度以降の人身・物損事故が10件、それにこの平成19年度以降の自損事故ですね、これは議会のほうには報告のないものが19件もあったということには、私は驚いております。これほど車が自損事故で壊れているのかと思って驚いているわけであります。時間ありませんので多くを申し上げませんが、公用車等による事故、この事故防止については、ぜひ飲酒運転に合わせまして、市長、または副市長という立場からも、厳重に注意訓示していただきたいと思っているところであります。

以上、何か市長、または副市長からご答弁がありましたらお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） この前の初日の議会にもございましたように、公用車による物損、自損事故、大変多うございまして、未解決の部分もございます。これは相手方との交渉にまだ至らない部分もありますので、そういった事例もございます。いずれにいたしましても職員、自分の車と公用車の運転の心の引き締めが違うのではないかと、そんなふうに感じております。自分の車には注意するんだけど、公用車にはちょっと不注意で、バックをする際にも十分注意しないでだろう運転、そしてちょっと傷つけたり、そういうものがたくさんございます。そういったものがないように心を引き締めて、また、運転する際は仕業点検がございますので、必ず運転する前には仕業点検をしろと、そういうことで趣旨徹底していきたいと。

それから、この前の初日のこともございますので、12月1日の全体朝礼については、改めて全職員についてそういうことを指示したところでございます。今後についても、機会あるごとに指示してまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 以上で、16番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時43分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き、再開します。

通告に基づき、8番佐藤昇市議員の発言を許します。

8番佐藤昇市議員。

〔8番 佐藤昇市 登壇〕

○8番（佐藤昇市） 2日目、最後になりました。私が最終バッターでございます。議長より質問の許可を得ましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

私は、3つの項目から質問いたします。財政運営について、公共工事発注と雇用対策について

て、地域の問題について、合計8点につき質問いたします。

財政運営について、平成17年に旧烏山町、南那須町が合併し、市政5年を迎えました。私は合併当初より、この旧町2枚ある風呂敷がいかにスピードを持って1枚にすることができるかにかかっていると思っております。この風呂敷の中には悪いものやよいものもたくさんあります。この中身を精査し、よいものを取り出し、風呂敷をつぼめることが肝要であります。

財政基盤が弱い本市でも、行政評価や補助金の改革に取り組んでいるところではありますが、世界の同時不況やデフレスパイラルからの脱却ができない現在、厳しい財政運営を強いられていることに変わりはないと思われます。そこで、2点質問いたします。

まず1点、合併前の財政計画のシミュレーションと現在の財政状況、比較対照し、市長はどう分析するのかを伺うものであります。

2点目、多くの市民は、行政に対して立派な意見を持っていますが、議員や執行機関に対してものを申すということ、また期待することも困難であります。市民の声を吸い上げ、提案しやすい環境をつくることが求められていると思います。我々議員も、住民が何を望み何を望まないか、常に住民意向を把握・尊重するよう努めなければならないと思います。そういう観点から、市政5年を機に市民の意識調査、要するにアンケート等の実施をと思いますが、市長の考えを伺うものであります。

次に、行政改革の取り組みについてを質問いたします。

1番目に、事業仕分けについてであります。民主党政権になり、政府の行政刷新会議取り組みの事業仕分けは、新聞、テレビ報道などで注目を集めているところであります。言うまでもなく、事業仕分けの非営利民間シンクタンク構想日本が開発した手法で、2002年から自治体などの事業見直しに活用されていることであります。

新聞報道によると、栃木市を除く県内26市町中、7市町が実施方針とのことであります。本市でも、事業仕分け対象10事業を決定し、市総合政策審議会において、11月5日に事業仕分けが実施されました。この審査報告が市長に提出されました。これを受け、市は方針を決め来年度予算に反映させたいとのことであります。ここで3点伺います。

今後、本市でもさらなる事業仕分けを実行する考えがあるのか、伺うものであります。

2点目に、議会にも行革特別委員会が設置されております。この委員会でも、今、行革に対し議論を重ねているところではありますが、議会との整合性についてどう考えているか、伺うものであります。

3点目、住民は議会や議員に対しどのようなニーズを持っているのか。平成15年、岩手県内で有権者1,130人に対して行った議会及び議員に関するアンケート調査によれば、「地方議会に期待する役割は何か」という質問に対し、県議会については、「政策の形成審議」と

いう回答が最も多く31%であります。「県政へのチェック」の答えなどが9%であります。市町村議会については、「住民の代表機能」が最も多く41%であります。「市町村チェック」はわずか10%であります。

これから見ても、住民が議会に期待する役割は、行政のチェックという受動的機能ではなく、政策を形成し議会で議論する積極的な機能を期待しているのであります。市町村の場合は、総合計画の基本構想部分は議会の議決事項となっていますが、その他の議会の質問以外、法的に議会が関与する規定はなく、住民や議会の意見を反映させる仕組みとはなっておりません。今後、議会もイエス・ノーの議決の判断ではなく、一步前の段階から政策参加できる仕組みの構築をと思いますが、市長の考えを伺うものであります。

次に、職員の資質向上についてであります。職員の資質向上はいつの時代にあっても必要です。特に最近のように財政難、地方分権、リストラで職員の削減もという時代にあっては、まず第一に取り組むべき課題であります。こうした観点から、職員からの政策提言を受ける職員提案制度やグループの研究を支援する自主研究グループ活動育成制度を創設した市があります。

行政も考えれば1つの大きな会社であります。社長の考えで企業は変わります。いかに優秀な職員がいてもそれを引き出す手腕がなければ衰退するのが会社であります。職員のすぐれた能力を引き出すのもトップセールスマンの市長であります。

さきの総務企画常任委員会で、山形県の鶴岡市に研修に行つてまいりました。そこは鶴岡市の加茂水族館の指定管理者であります。今では世界一のクラゲの種類数の多い水族館で、ノーベル化学賞を受賞された下村博士が1日館長になったということもあり、日本中に注目をされているところであります。その館長さんの村上さんより、公立の組織がなぜ衰退する傾向にあるかという話をお伺いしました。

その中で心に残った話を2つ挙げれば、3度提案してなしのつづてならもう提案はしなくなる。役所では課長の仕事、部下の提案を、余計なことをするな、失敗したらだれが責任をとるんだ、予算がないと、伸びる芽を摘むこと。

2つ目は、現場の考えを第一に経営しているのか。現場が困難な中で立ち上がる意欲を持つことができるのかと、行政に厳しく問いかけていました。

本市に当てはまる問題ではないと確信していますが、これらのことから職員の施策提言制度を取り入れたらどうか、市長の考えを伺うものであります。

3番目に、市債残高が累積しない財政構造の確立についてお伺いします。国、地方自治体とともに財政状況が厳しいことは、今さら申すまでもありません。厳しい、厳しいと言いながら、財政運営に大きな変化があるようには感じられません。予算編成方針が示されても、予算要求書を査定し積み上げ方式で編成しているのが実態ではないでしょうか。市債残高が累積しない

財政の確立も財政の健全化の1つだと思いますが、市長はどんな考えを持っているか、伺うものであります。

次に、公共工事発注と雇用対策についてであります。入札状況と今後について。工事入札については、平成18年9月の定例会で一般質問した経緯があります。工事入札は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札から関連する旨の質問でありましたが、市長の答弁では、低入札価格制度を導入し、今後は制限つき一般競争入札が理想であり、そのような競争入札に移行できるよう検討していくとの答弁をいただきました。現在、4年が経過しましたが、現況の入札状況はどうなっているのか、今年度の執行率についてもあわせてお聞きします。

また、入札状況報告書によると、低入札価格制度や最低制限価格制度を導入していますが、どういう入札に取り入れているのか、お伺いするものであります。また、物品入札、公用車等の入札状況についてもお伺いいたします。

地元労働者の雇用状況については、市は、地元の5月の有効求人倍率が0.28倍と、県内平均より0.18ポイント低いなど、県内でもより厳しい雇用状況が続いているとの状況であります。市の公共工事はもちろん物品購入入札においても、地元労働者確保や企業の育成等も加味し、地元企業の受注、そして下請等も含め、地元企業を優先する行政のでき得る範囲内の指導が肝要と思うが、市長の考えを伺うものであります。また、本市の公共工事の受注業者と地元労働者の雇用状況もあわせてお伺いいたします。

緊急雇用対策と公募型のふるさと雇用再生特別事業に対しましては、きのう同僚議員からの答弁もありましたので、省略させていただきます。

最後に、地域の問題について。小貝川源流池浄化と周辺整備についてであります。この質問についても、定例会一般質問した経緯があります。市長答弁では、小貝川源流池は行政管理で行うべきと強く認識している。今後も事業主との問題解決が急務であり、県とも協議をしながら協定書に基づく指導徹底を図るとの答弁をいただきました。それから4年が経過しました。事業は撤退しましたが汚染された土壌は変わりなく、大雨のたびに直接小貝川池に流入する状況は変わりありません。平成21年5月、地元自治会総会において改善請願書の提出を決議、翌月、平成21年6月、市に対し改善請願書を区長名で提出しました。

このような経緯の中、池浄化河岸の機械ポンプの設置事業が予算で計上されましたが、いまだ工事は執行されていません。ことしの暑い日々を考え、少しでも汚染を食いとめる考えならば早急に着手すべきと思うが、行政はどう考えているのか、伺うものであります。

栃木県の4大河川、鬼怒川、那珂川、小貝川、渡良瀬川がありますが、那須烏山市が唯一の源流であります。今後の小貝川池源流地の浄化と周辺整備を強く望むものであり、市長はどのような考えを持っているか、伺うものであります。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは8番佐藤昇市議員から、財政運営について、公共工事発注と雇用対策について、そして地域の問題について、大きく3項目にわたりましてご質問をいただきました。順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、財政運営についてお答えいたします。合併前の財政の見通しと現在の財政状況の比較分析であります。合併前の財政状況は、旧両町ともに地方交付税への依存が高く自主財源比率が大変低いために、さらに三位一体の改革によりまして、少子高齢化の進展、地域課題の複雑化などにより、著しい財政悪化が懸念されておりました。そのために、新市におきましては、合併における特例措置を十分に活用した企業誘致対策、定住促進対策などによる自主財源の確保に向けた一層の取り組みや、徹底した歳出の整合、合理化を進めてまいりました。財政力指数0.5以上を目標といたしました健全財政の運営を図ることといたしております。

一方、現在の財政状況でございますが、平成17年策定いたしました行財政集中改革プランに基づきまして、事務事業の見直しによる人件費の削減、あるいは施設の統廃合、指定管理者制度の導入による経費の削減などの行財政改革に取り組みまして、また、企業誘致対策による自動車関連企業の誘致や定住促進条例による対策など、自主財源の確保に努めた結果、平成21年度の財政力指数は0.504と向上し、一定の効果を上げたものと考えております。

しかしながら、長引く景気の低迷の影響で市税収入が減少いたしております。地方交付税総額の減少、とちぎ未来開拓プログラムによる県補助金の縮減、廃止などの要因が重なりまして、歳入確保が一層厳しい状況となっております。

また、歳出におきましても、景気対策や施設の耐震化、時代の変化に即した少子高齢化対策など、取り組むべき課題は山積しておりまして、従来にもまして厳しい財政運営が続くと予想されております。

今後の行財政運営につきましては、平成27年度以降、地方交付税の合併による特例措置期間が段階的になくなりますことから、現在、中長期財政計画及び集中改革プランに続く行財政改革アクションプラン、また、市街地整備を実施いたします都市再生ビジョンなどの策定に取り組んでおります。これらの計画をもとに、限られた財源の中、選択と集中を徹底して強い決意と覚悟を持って、市総合計画の実現に向けて着実に事業を進めてまいり所存であります。

なお、市民の意識調査につきましては、現在、平成25年度からの市総合計画後期基本計画の策定準備を進めておりますことから、その中で対応したいと、このように考えております。

次に、行政改革の取り組みについてでございます。

まず、事業仕分けにつきましては、市民を初めとする外部の視点から、市の行う行政サービス等事業の必要性や仕事のやり方の是非を、公開の場で議論、評価をして検証するという、行政改革手法の1つであります。

昨年、政治主導を掲げる新政権が実施いたしまして一躍脚光を浴びまして、県内においても昨年度足利市で構想日本を活用した事業仕分けが行われました。本年度も本市を含む4市で事業仕分けが実施されたところでございます。

本市の事業仕分けは、厳しい財政状況を抜本的に見直すために、市民目線に立ちまして、外部の視点による客観性の高い事業検証の手段であると判断いたしておりまして、本市独自のやり方による宇都宮大学、中村教授をコーディネーターに迎え、公募市民を中心とする総合政策審議会を最大限に活用し、民学官連携による実施を決めたところであります。

対象事業は2つの視点で選定いたしました。1つは、本市の公共サービスの官から民へという視点により、行財政改革アクションプラン及び後期基本計画の策定に一元的に反映させるものであります。

2つ目は、市単独事業の検証を目的としたものであります。このうち市単独事業のいわゆる事業仕分けは、特に検証が必要とされる10事業を選定し、先月実施いたしました。その概要につきましては、さきの議会全員協議会でもご説明をいたしましたが、今後はこの結果を1つの判断材料といたしまして、平成23年度予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

今後の取り組みであります。来年度は対象事業をふやしながらこの実施も考えております。今回は初の試みでもありましたことから、これから仕分けメンバー等も含めた手直し検討も、本市にふさわしい事業仕分けの手法を確立してまいる所存であります。その際は、議員の皆様方にもご相談を申し上げながら、議会と十分に連携した調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、職員の資質向上についてであります。住民ニーズの多様化や地域主権改革の進展など、行政を取り巻く環境は日々大きく変化をいたしておりますが、これに伴い行政課題が高度化、複雑化するとともに、自治体の自己決定能力、自己責任が問われる時代となりました。また、市民が住みたい町をみずから選ぶ地域間競争の時代ともなり、自治体におきましても、個性的で市民満足度の高いサービスを提供していく必要が生じてまいりましたが、そのためには職員一人ひとりが専門性を高め、持てる力を最大限に発揮していくことが必要であります。職員はこうした時代の要請にこたえられるよう、みずからの意識改革、資質向上に積極的に取り組むことはもちろんであります。市といたしましても、さまざまな研修を通して職員の能力開発、能力活用に体系的・計画的に取り組んでまいります。

さらには、日ごろの業務を通して発揮された職員の能力や成果を公正に評価し、その結果を

能力開発や処遇に適切に適用、活用するための人材育成型の人事評価制度の導入について、検討を進めてまいりたいと思います。

なお、職員の提案制度につきましては、職員の創意工夫を奨励し、勤労意欲の高揚と事務改善、能率向上等を目的に、合併前の旧南那須町、旧烏山町とも規定が定められておりました。今後は、行政改革の一層の推進を図る観点から、先進事例も調査・研究の上、制度の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、市債残高が累積をしない財政構造の確立についてであります。地方債残高、平成21年度末、121億1,700万円であります。合併時の平成17年度末と比較いたしますと6億5,700万円の削減となっております。これは、市債の発行額を償還額以内とする予算編成と、公的資金繰上償還を実施した結果であります。しかしながら、今後のまちづくりは、新市建設計画に基づき普通交付税への算入率が高く優位な起債であります合併特例債事業費を優先活用して、公共施設の耐震化など、緊急性の高い事業及び市総合計画の実現を目指すことといたしております。

この合併特例債権の使用が平成26年度まででありますことから、地方債残高はふえることが予想されております。また、景気の低迷によりまして、地方の財源不足を補うための臨時財政対策債の発行も大きく影響してくるものと考えております。

ただし、合併特例債事業の活用は、一時的に地方債残高の増額となりますが、施設の統廃合及び老朽化した施設の整備による維持管理費や人件費の削減、また道路整備、文化施設等の整備により、地域の交流が図られ、財源の確保へとつながると考えております。

市債残高が累積をしない財政構造を確立するためには、市税などの自主財源確保が必要であります。このため市では、嘱託徴収員を活用した収納対策や県、市、町で構成される地方税徴収特別対策室の連携により滞納整理に取り組んでいるところでもございます。また、優良企業の誘致や新事業、産業の創出による雇用の場の確保のため、企業の誘致及び立地を促進する条例に基づく優遇措置により、積極的な企業誘致を展開しているところでもございます。

先ほども申し上げましたが、限られた財源の中で効果的な事業を推進するには選択と集中が必要であります。中長期財政計画及び行財政改革アクションプラン等に基づきまして、市民サービスの維持向上に配慮しながら一層の行財政改革を推進し、健全財政に努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

公共工事発注と雇用対策についてお答えいたします。

まず、公共工事の入札についてでございますが、現在、原則といたしまして、工事金額1,000万円未満のものを、指名競争入札1,000万円以上のものを、事後審査型条件つき一般競争入札により執行いたしております。また、工事金額500万円以上のものにつきまして

は、低入札調査基準価格を設け対応しておりまして、これまで一部、大規模工事におきまして試行的に最低制限価格を設定して執行いたしております。

用地測量、建築等の設計に係る業務委託及び物品等に係る入札につきましては、今のところ業務及び物品等の価格にかかわらず、指名競争入札により執行し、低入札調査基準価格等は設定いたしておりません。

また、物品等のうち公用車等の購入につきましては、バス及び消防車両等の一部特殊な車両を除き、市内の自動車整備事業者すべてを対象に、指定いたしました車の仕様に基づく見積りを依頼し、提出をいただいた業者の見積り内容を慎重に精査の上、最低見積り業者から購入しております。

今後の入札のあり方につきましては、国、県の動向も見極めながら見直しを必要とするもの、今後取り組み可能なものなどを検討の上、適宜対応していく所存であります。

次に、地元労働者の雇用状況についてお答えいたします。長引く景気の低迷で公共、民間とも建設工事は減り続けております。10月に担当課において建設業者を訪問し、意見交換をしましたところ、引き続き厳しい状況にあることを実感したところであります。この厳しい雇用情勢対策といたしまして、市では昨年から国のトライアル、雇用助成金制度を行う事業者に対しまして、那須烏山市試行雇用助成金制度を創設いたしました。また、今回の補正予算の中にも、緊急雇用対策といたしまして3事業、1,200万円を計上したところであります。

ハローワーク那須烏山管内の9月の求人、求職情報によれば、専門技術職の有効求人倍率1.32と高い倍率となっておりますが、事業主が即戦力となる社員を募集していることが読み取れます。現在、市で実施いたしております緊急雇用創出事業の地域人材育成事業は、事業所が社員教育を実施する場合に該当いたしますことから、社員教育に対する事業所の負担軽減に効果があると考えております。これらの制度の周知徹底を図り、雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、緊急雇用対策関係補助金等の有利な事業を活用するとともに、ハローワーク等の関係諸機関と連携をし、雇用対策を進めてまいる所存であります。

次に、地域の問題についてお尋ねがございました。小貝川源流池浄化と周辺整備についてお答えいたします。小貝川の源流に当たります小貝川池は、源流公園や人生の並木道などとして整備をされておりますが、隣接の養鶏場から長年にわたる鶏ふんの流入があり、汚染が進行して大きな問題となっております。

監督官庁である県は、当該養鶏場に対し、家畜排泄物法に基づき指導するとともに、廃棄物処理法に基づく改善命令を出し、市でもこれに歩調を合わせて厳しく指導に当たってまいりました。その結果、当養鶏場は鶏舎の撤退方針を定め、平成19年12月28日にすべての鶏を

搬出して現在に至っております。しかしながら、鶏舎跡周辺に残された鶏ふんの搬出は不完全であり、県や市の再三の指導にもかかわらず、場内に野積みをされている状態が続いております。市といたしましては、地元と協力して県に引き続き強力に指導するよう要請いたしておりますが、現状を改善するには至っておりません。

また、鶏ふんの流入した池の水質は、養鶏場の撤退後、改善されつつあるものの、池の底には長年流入した鶏ふんが堆積いたしております。抜本的な浄化対策は難しい状況にあるわけであり、このため市では、周辺環境への悪影響を軽減するため、低コストで水質改善効果の高いばっ気ポンプを本年度設置することといたしました。

この方法は、ポンプで池の水をばっ気することにより微生物の活動を盛んにし、水質を改善するものでございます。地元自治会との調整を終えまして、ポンプ用の分電盤を設置するために地権者と調整しているところでございますが、早ければ来月には設置はできるものと考えております。

なお、ポンプ設置後の管理と水質状況調査につきましては、地元の自治会と連携しながら適切な管理を進めて、小貝川源流の地として市民の憩いの場となる環境を目指してまいりますので、ご理解をいただいてご協力賜るようお願い申し上げます。

以上、答弁を終わります。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） それでは、2回目の質問をさせていただきます。今、財政運営については、市長のほうから丁寧にご説明がありました。合併して5年ということございまして、大変経済が不安定でありまして、当初合併したときよりもなかなか難しいという現状は私もわかっております。そういう中でいかにスピードを上げて財政運営に当たるかということも、私は大事だと思います。ここずっと5年見ていますが、やる項目はすばらしいと思うんですが、スピードが何か遅いのではないかと私には思っていますが、市長はどうでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 合併直後に行財政の集中改革プランを設置いたしまして、5カ年計画で平成21年度までの計画でやってまいりました。やはり主なものは、歳出で大きく占めるものは、はっきり言いますと人件費と投資的経費であります。そういったところから、特に職員の定員管理、適切な定員管理ということで5カ年の計画をつけましたが、おおむねこのことについては5カ年計画で達成できたのかなと思っております。これはさきの全員協議会でご報告したとおりでございます。

スピードが遅いというご指摘でございますが、そういった行革プラン、あるいは総合計画に基づきながら実施しているということもご理解をいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 財政運営については関連しますので、まず事業仕分け、職員の資質向上ということは同じような意味があるのかなと私は思っております。事業仕分けは私、提案型、資質向上に向けて職員の提案ということですが、これはさっき初日の職員の給与が減額になった、可決されたんですが、職員のやる気というのはやはりお金もついてくるのかなと、私は人間ですから思っております。そういう意味で、給料が下がる、職員としては大変なことだと思います。そういう中で、そういう提案をしながら、そうしたものにはどこかの賞与か何かの中でそういうものができるものか、やはりやる気というのは金もついてくるんじゃないかと私は思いますが、その辺はどうでしょうか、市長。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 民間企業的な発想からすれば、そのようなところがふさわしいとは思いますが、公務員の給与制度につきましては、市の給与制度はあくまでも人事院勧告に基づく規定でやっておりますことから、そういったところは、手当等については可能でございますが、その辺のところは人事評価制度とも非常に関連いたしますので、そういった人事評価制度の構築とともに、そのような1つのボーナス的な考え方は検討すべきだろうと思います。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） ぜひ職員のやる気も大事だと思いますので、こういう時代でございますので、手当等も含めてぜひ検討していただきたいと思います。

市債残高については、合併特例債、平成26年で終わるんですが、その後、5年、10年、終わった時点で私は財政の一番問題点がくるのかなと自分では思っております。そこで、この地方債のピークは、地方債の一番金額がかさむ時期はいつごろだと想定していますか。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 合併特例債、平成26年度まででございます。事業内容によって据え置き期間等も含めて平均15年ぐらいの償還で考えてございますので、平成26年以降、平成30年前後がピーク時になるのかなと考えております。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） あと30何年になると特例債もなくなりまして、今、大変問題になっている歳入、歳出、30億ぐらい削らなきゃならないということで、歳入はなくても返すお金はふえていく、変わらないということでございまして、圧迫するという現状が見え見えなわけでございます。そういう意味で、やはり地方債もよく検討しなきゃならないということでございますので、ぜひ頭に入れて行政に取り組んでいただきたいと思います。

次に、入札状況と今後についての2回目の質問をしたいと思います。私は入札については、

今説明を受けましたが、わからないところがありますので、入札の事例を挙げてそこで質問をさせていただきたいと思います。

まず、実際にあった入札なんですけど、平成22年5月24日、烏山小学校校舎改築工事でございますが、これは電気設備ですが、3月29日の現説でありまして、入札は5月24日ですね。これは低入札価格制度を導入してやるということですが、5月、その後、現説の後、4月19日、公文書で、那須烏山市総務課長の公文書で、今回は最低制限価格制度を採用するという文書があると、きたと、入札参加者にとということですが、それは事実で間違いありませんか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 当初試行的にやるということも含めて、そういう通知を出したことは間違いございません。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 間違いないということであれば、これは最低制限価格制度を採用して入札をするということだと思います。そういうことで、業者はその文書をもらって最低制限価格制度で今回は入札するんだというのが普通であります。しかし、入札は低入札価格制度ということで発表されております。これは、入札に参加した人は最低制限価格制度と低入札価格制度と混合するんじゃないですか。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 文書を出した事実はそういうことでありますが、事前に市内の指名業者、請負業者、入札参加者、市内の業者を集めて3月に全業者を集めて説明会をやったということでございます。そのときと、それから低価格入札の価格について、そのほかに試行的に最低制限価格を設けるということで、私のほうで文書を出したという考えなのでありますが、業者さんについては、すべて低価格入札ではなく最低制限価格を取り入れると、そういう文書に取り違っていましたので、誤解をいただきましたので、私のほうでは全業者についてそういうご説明をいたしました。したがって、低価格入札制度の基準価格の価格と試行的に一定価格以上、今回は烏山小学校の改築問題ですね、そこに議会に付する要件をするものについては、今回、試行的に最低制限価格を設けたと、そういうことですので、ぜひそれはご理解賜りたいと思います。そういった文書のやり取りがあったことも事実であります。それは3月の説明会以降、そういうことがあったものですからそういう文書を流したと、それが全部低価格入札から最低制限価格にとられたと、これは私どものほうの文書でそういう誤解を招いたことは深くおわび申し上げたいと思います。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） これは招かれても仕方がないと思います。3月29日に現説がありま

して、今の話だと4月19日にそういう文書を出して、最低制限価格でやりますよということを追加事項として出しているんですから、これは紛らわしい誤解を招いても仕方ないと私は思っております。ぜひそういうことがないようにひとつお願いいたします。

そこで聞きたいのは、低価格入札基準価格、これは入札でやるんですが、この低価格入札は今まで入札した中で基準に入ってしまったのは何件ありますか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 今年度につきましては2件ほどございました。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 2件ということでございます。そこで、低価格入札基準の判断ですね、これは多分私の知っている限りでは、その場で直接落札業者が決まらないと思いますが、その後の処置、それは多分業者と行政側が会って話をするんだか何か知りませんが、その低価格入札の基準、その決定はどのようにしているのでしょうか。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 私のほうでは県を参考にいたしまして、県を参考にして基準にしてそれでやってございます。その間、業者さんと呼んで聞き取り調査をしながら、それから価格に入っておりますので、それらを精査してそれが該当すればその業者にお願いすると、そういうことで、基本的には県のものを参考に基準を決定して評価してございます。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 低価格入札基準というのは、最低制限価格もそうでしょうけれども、低価格入札基準というのは結局、下に金額がないんです。だから、幾ら下がってもその基準で行政側と落札した業者が決めるというか、できる、できないの問題だと思いますが、どんどん下がっていくということでございまして、あまりいい入札制度とは私は思っていないんです。そういう意味で、最低がどんどん下がる、そうするとそれはどこかで決めなくちゃならない。数字がないものを決めるんですから非常に難しい。そういうことでございますが、最終的にはこれはだれが決めるんですか。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 先ほど言ったように、基準は設けておりますので、今、佐藤議員がおっしゃったように基準価格、それが基本となるベースとなる数値、そういうものが高いか低いかは、これはいろいろ議論するところでございます。しかし、その基準は設けておりますので、そこに合致したものについては、そこに入ったものは業者が決定すると、それはご理解いただきたいと思います。担当の中でやりますので入札の執行者でやります、それはご理解いただきたいと思います。

ただし、先ほど申しましたように、今、国も県も最低制限価格の問題と低価格入札の価格、いろいろ業者間でも議論はございます。したがって、私のほうでもこれは来年、平成23年度に向けてであります、そういったものを含めて、低価格入札の価格を設定したものがいいものなのか、最低制限価格を設けたのがよろしいのか、基本的には昔は最低制限価格なんか設けなくてやった時代もございます。しかし、これは国交省等の指導もございますし、また公共工事の問題がいろいろありますから、そういったものはそれぞれの国の指導とか県の管理下、そういったものを調整しながら、なかなか私のほうで独特のノウハウを持っておりませんので、そういったものを参考にしつつ、平成23年度の入札制度を公平・公明、そういうものに努めてまいりたいと、そういうふうに思います。また、改めてそういったものの方針を決めれば、2月、3月なり、全業者、管工事も含めて建築、そういった業者も含めて、平成23年度の入札の執行状況、それから四半期ごとの行事の説明はしてまいりたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 入札ですから、競争の原理が働かないと低価格入札も最低制限も関係ないんです。そういう意味でございます。地元の業者はそういうことで、地元がやるのが私も一番ベターだと思っておりますが、そういうことでよりよい入札の公平・公正を願うものであります。

あと、入札に関しては、この入札は2,545万4,000円だということで聞いておりますが、この営業所の専任者、現場代理人、これは工程会議とか何か、現場へ行けばわかるんですが、そういうところに名前が載っておりますね。そういう意味で、ここでは多分この工事では主任技術者とその代理人はいると思うんですが、そういうことは工程会議の中で確認はしているんですか、名前もきちんと。ひとつお願いします。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 入札の際の提出書類と契約に際しての現場代理人を含めて、主任技術者とかそういう問題は、それは名簿に出てくるわけでございます。しかし、今、佐藤議員がおっしゃっている中で、その中で例えば違うところと重複しているんじゃないとか、そういうものは例えば他の、私のほうの那須烏山市の公共工事の際はこれはチェックできるわけがあります。しかし、県の事業であるとか民間の事業のときにはなかなかチェックできないのも、これは事実でありますので、したがってそれは十分私のほうでは経営管理者の問題、専任技術者、主任技術者、現場代理人、こういったものは十分各業者間においてもみずから律するような、そういうことも含めて指導してまいります。私のほうでは平成23年度、これは過去の経験もございますので、そういった反省も含めて平成23年度にはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 現場代理人とか主任技術者、管理技術者、工事金額によっていろいろさまでございます。国の免許を持っている者、何もなくてもいい者、代理人は常駐、主任技術者も常駐、金額によっていろいろあると思うんですが、ぜひそういうものをきちんと明確に、事前に一般競争入札の場合は特にそういうものをきちんとできるように、そこに指名が入れるように前もって研究というか、そういうものを精査できるようにお願いしたいと思いますが、副市長、どうですか。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） これは来年、指名選考基準の切り替え時期でございます。それも含めて、例えば建災防に加入していなければ例えば公務災害とか労働災害、そういうことも含めてその条件の中に付すると、そういう中で十分業者に指導し、また参加のときに確認して、また各入札の際、それから契約の際、しっかりと精査してまいりたい、また指導してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 入札に参加する人も一生懸命でございます、こういう時代でございますので、ぜひ疑いのないように公正・公平に入札を執行するのが行政の役目だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

入札についてはまだまだ聞きたいんですが、時間もあるので次、公用車の入札についてお聞きしたいと思います。市では結局、古いものから順に新しい車を購入するわけですが、その入札は、今、指名でどこが指名してそういうものに参加しているんですか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 公用車は集中管理的な部分もございますので、総務課のほうで一括して見積り、そういう契約関係を行っておりますが、市内の取り扱い業者すべて、なるべくすべてを、特殊な車種の場合には市内でなかなか取り扱いがないというところもありますが、それ以外のものについては、市内おおむね今、大体31社か2社あったかと思いますが、ほとんどすべてに見積りの依頼をし、そこで聴取をしながらやっているというのが現状でございます。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） それでは、指名を受けて参加しないような業者、それはどのくらいの率で参加していますか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 先ほど30社程度と言いましたけれども、大体8社から10社

ぐらいが最終的には見積書を提出しているという状況でございますので、3分の1程度かなと思っております。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 3分の1ということですから参加率は少ないですね。なぜ少ないと思いますか、私から言いますか。課長、どういうことですか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） これは競争のことです。私の方でとやかくは申し上げられないと思います。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 車は新車を買うとすごい維持費がかかりますね。そこで車検がありますよ。その車検はどういうふうにその車は振り分けしているんですか、業者に。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） ほとんどが購入した業者さんのほうに、メンテナンスも含めてお願いしているのが現状でございます。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） そういう課長の答弁が今ありました。入札をした業者がメンテナンスと車検をしているということでございます。これは今、大きな問題なんです。入札をすれば一定の予定価格より下げても落札するんですよ、下げちゃえばいいんですから。それはなぜかというと、維持管理をもらうためなんです。そういうことで、下げれば維持管理で何年ももらえるわけですから、その仕組みを変えない限り参加する業者は少ないんですよ。わかりますか。そのシステムが今、壊れているんです。平等な入札ができていないという現状があるんですよ。どうですか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 確かにうちのほうでは、購入したところのほうでいろいろメンテナンスとか同じメーカーとか、そういうものもございますので、そんな経過で進めてございますが、ご指摘もわかりますので、今後の購入については検討させていただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 公正・公平な入札ですから、そういう裏の後までのことを引きずるような入札じゃまずいんです。だから、参加者もわかっていてそこに参加しないということになっていますので、業者の中ではそんな話も聞きます。ですから、入札して落札した業者がその後車検をするというふうに決めつけないで、もっと大きく物事を判断してやってもらいたいと

思うんですが、再度お願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 多分私も旧烏山の時代は購入と車検業者は別にやっていたという、そういう事例もございます。しかし、今、落札して納入した業者が引き続きメンテナンスと車検をやっているという、その一連の作業で便利と、そちらのほうを優先してそうなったのかなと、そういう感じではありますが、佐藤議員がおっしゃったように、これは費用対効果の問題もありますし、それから複雑性もあるわけです。例えば得意とする、整備者は何でもできるのが基本ではありますが、車種、メーカーによって取り扱っている。それから、先ほどの購入も、メーカーを指定して車を買っている場合もあります。例えば1,300cc同等という車を指定すれば、これも先ほど言ったように全業者が参加できるわけですが、例えばトヨタの自動車を扱っていない場合には、なかなかトヨタの車種を指定されたときは見積りに参加できない、そういう不公平もありますので、そういった車種の選定、それからこれからの定期点検、車検、これらについては十分研究させていただきたいと思います、費用対効果も含めて。また、これは私どものほうでも移るさい、ぜひ整備業者等の意見も聞きながらこれは研究させていただきたいと思います。直接今、佐藤議員のおっしゃったものを即そういうわけにもいきませんので、ある程度地元の業者さんにもご意見を伺いながら検討させていただきたい、検討事項にさせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 車屋さんの免許を持っている人は大体普通の車は車検できますから、特別車種以外はね。ぜひそういうものにこだわらないように、今後の入札の仕方について、あと維持管理についても検討していただきたいと思います。

入札についてはこの辺にしておきたいと思います。

最後になりました。一番肝心の地元の汚染の問題なんで、これだけはやらないとまずいなと思っています。地域の問題でありますから、これは皆さん、市でも何回も来て協力していただいている、感謝しているところは重々わかっております。ですが、地元へ帰ればそのままでございますから、そのままの放ったらかしというか、事業が撤退したといってもとても源流なんという状態ではないんです。だから、来る人、カーナビとかそういうところにも載っておりますので、これは本当那須烏山市の恥だと思うんです、これを源流だなんていって看板を出しておく。都市建設課の名前の川辺情報なんていうのもあるんですよ。それなら撤退したほうがいいと思うんですが、しかしそうもいかないということでございますので、何らかの形で地元も真剣になって取り組みたいとは思っているんですよ。しかし、行政もことしになって、池は多分都市建設課が担当だと思うんです。池のほうはね、違うの。環境のほうは環境課だと思う

んですが、本当にあそこに人生の並木道の木も植わっているんです。大分大きくなりました。そういうことで、地元だけでは整備しきれないので、ぜひ前向きに地元と行政がということで、少しずつ前に進みたいと私は思っているんですが、市長の再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 小貝川の源流等については、私も十分その実態は承知しております。今、地元の有志、また本当に小貝川の源流を愛する方も本当に心血を注いで浄化に取り組んでおりますことは、大変ありがとうございます。いろいろと調査資料も私の手元に随時届いてまいります。そのようなことで、今、手づくりで管理をやっているのを本当に申しわけなく思っております。

そういった熱意でもって、国の小貝川管理事務所も看板等も設置していただいて、そういった要望が実った形になっておりますが、まだまだ小貝川の源流と言うには乏しい状況にございますので、市といたしましても、でき得る支援は惜しまないつもりというスタンスで今やっていきたいと思っています。とりあえず今回のばっ気ポンプ、これは私は当初予算に計上させていただきましたが、お役所仕事のことがありまして、このことはおわび申し上げます。そのような遺漏も、どうも地域の皆さん方には意欲がないのではないかというふうに伝わっておりますので、今後、地元の自治会の皆さん方と連携して協調を組みながら、浄化に市としてでき得る支援対策を講じていきたい、このように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 那須烏山市は自然豊かな市だということで、一番のキャッチフレーズだと思います。そういう意味で、小さくてもキラリと光る小貝川源流池の浄化に特段の行政の手腕を期待して、私の質問を終わらせたいと思います。

○議長（滝田志孝） 答弁はよろしいですか。

以上で、8番佐藤昇市議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（滝田志孝） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は12月6日午前10時から開きます。本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

〔午後 2時47分散会〕